

第 3 部 災害予防計画

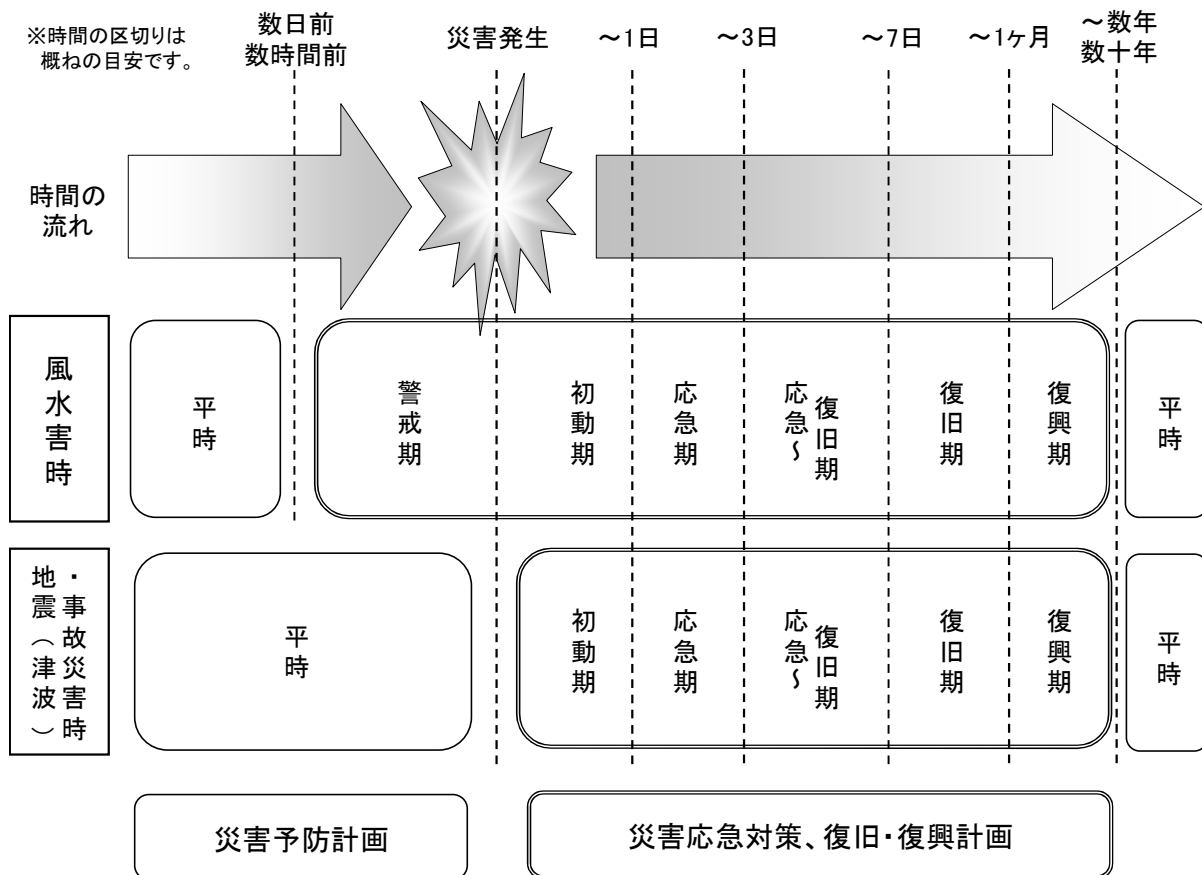
序章 災害予防計画とは

第1節 位置づけ

「災害予防計画」とは、災害発生に備えて、平時にどのような対策をとるべきかを示したものである。

なお、災害発生前の警戒期、発生後の応急対策、復旧・復興対策については、播磨町地域防災計画第2部「災害応急対策、復旧・復興計画」に示す。

<災害対策の流れ>



第2節 計画のポイント

本計画のポイントは、以下の通りである。

①町の防災理念に基づいて体系化した計画

本計画は、町の防災理念に基づき、3つの目標、9つの政策、49の施策体系の中に、114の事業を計画として位置付けて策定した。

なお、本計画は、災害対策基本法に基づく法定計画として、上位計画である国の防災基本計画、兵庫県地域防災計画を参考に、庁内の各部署が、災害時の被害を予防するために平常からの取り組むことについて定めたものである。

②PDCAサイクルを意識した計画

本計画は、計画を実効性のあるものとして活用できるように、PDCAサイクルの考え方を導入し、誰が、何を、いつまでにするのかがわかるような計画とした。

なお、PDCAサイクルのうち、特にCAについては、毎年開催する町防災会議で実施する。町防災会議で本計画の確認・是正処置を行っていくことで、計画の実効性を継続的に確保し、より安全な町となることを目指すものである。

※PDCAサイクルとは、P（Plan：計画）、D（Do：実行）、C（Check：確認）、A（Act：是正処置）のサイクルを回し、継続的に計画を管理・改善していく仕組みのこと。この仕組みは、国際標準化機構の品質マネジメントシステムであるISO9000シリーズ等にも取り入れられている。

③町職員、住民の意見を反映させた計画

本計画は、防災理念に基づき町職員については庁内ワーキング、住民についてはパブリックコメントや防災関係機関や住民代表等で構成される防災会議の意見を反映させて作成した。

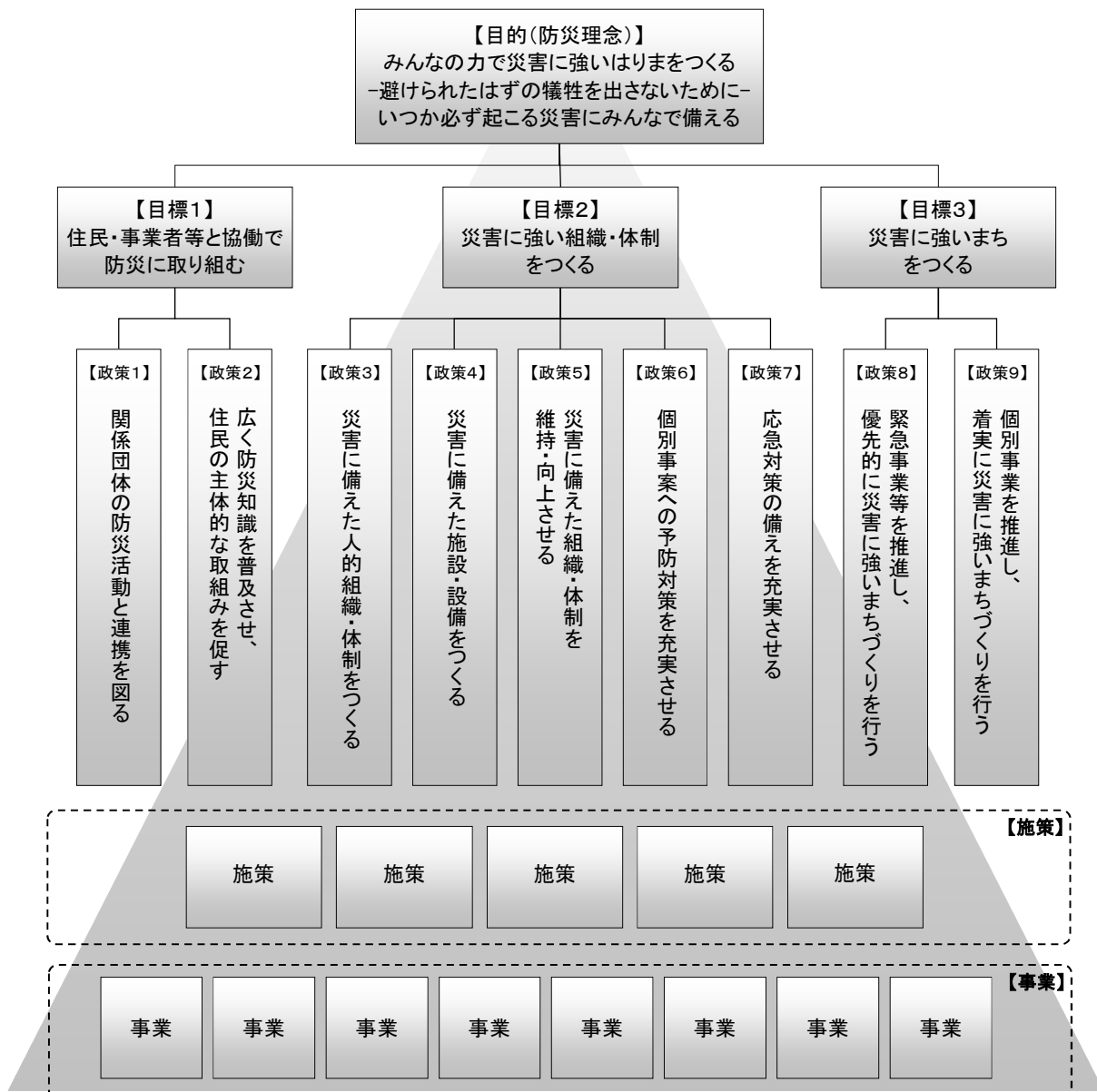
なお、今後の進捗確認や検証においても幅広く意見を取り入れていくよう努める。

第3節 構成

3-1. 災害予防計画の体系

「災害予防計画」は、町の防災理念に基づき、3つの目標、9つの政策、49の施策体系の中に、115の個別事業を位置づけている。

<災害予防計画の体系（防災理念、目標、政策までの詳細）>



3-2. 政策毎の施策と事業一覧

政策1 関係団体の防災活動と連携を図る

政策1に基づく施策、事業は以下の通りである。

<政策1に基づく施策、事業の一覧>

施策		事業		主管部署	記載頁
1	自主防災組織の防災活動と連携を図る	1	自主防災組織の結成・活動を支援する	危機管理 G	3-14
		2	地域のリーダーを養成する	危機管理 G	3-15
2	消防団の防災活動と連携を図る	3	消防団員の確保に努める	危機管理 G	3-16
		4	消防団の装備、資機材、行動マニュアル等を充実させる	危機管理 G	3-17
3	事業者の防災活動と連携を図る	5	事業者と対話を行う	住民 G	3-18
		6	事業者の防災活動を支援する	住民 G	3-18
4	各種団体（NPO、ボランティア団体など）の防災活動と連携を図る	7	各種団体と平時から一緒に防災活動を行う	福祉 G	3-19
		8	災害ボランティアの活動環境を整備する	福祉 G	3-20
		9	災害ボランティア・コーディネーター等の支援者を育てる	福祉 G	3-20

政策2 広く防災知識を普及させ、住民の主体的な取組みを促す

政策2に基づく施策、事業は以下の通りである。

<政策2に基づく施策、事業の一覧>

施策		事業		主管部署	記載頁
5	広く防災知識の普及活動を行う	10	広報媒体により普及を行う	企画 G	3-21
		11	公共施設を活用し普及を行う	企画 G	3-21
		12	行事・イベントの機会を活用し普及を行う	企画 G	3-22
		13	学校教育の場を活用し普及を行う	学校教育 G	3-22
6	住民等参加型の防災訓練や防災イベントを実施する	14	様々な形での住民参加型の防災訓練を行う	危機管理 G	3-23
		15	子ども向けの防災イベントを行う	生涯学習 G	3-23

政策3 災害に備えた人的組織・体制をつくる

政策3に基づく施策、事業は以下の通りである。

<政策3に基づく施策、事業の一覧>

施策		事業		主管部署	記載頁
7	災害対策のための組織体制を整備する	16	災害時における組織・動員体制の運用・訓練を行う	危機管理 G	3-24
		17	災害時における職員以外の動員体制を整備する	危機管理 G	3-24
8	関係団体との広域防災体制（協定等）を整備する	18	国・県との連携を図り、広域防災体制を確立する	危機管理 G	3-25
		19	市町村との相互応援体制を整備する	危機管理 G	3-25
		20	公共機関の支援を円滑に受けられるよう体制整備を行う	危機管理 G	3-26
		21	民間のノウハウを災害対応に活かせるよう体制整備を行う	危機管理 G	3-26
9	平常業務の継続と災害時対応を行う体制を整備する	22	業務継続体制を確立する	危機管理 G	3-27
		23	各種業務資料（文書情報）の保管・バックアップ体制を確立する	総務 G	3-27
		24	各種業務資料（電子情報）の保管・バックアップ体制を確立する	企画 G	3-28
		25	町有施設における利用者の安全確保体制を確立する	総務 G	3-28
		26	町有施設・設備の点検調査を行う	総務 G	3-28
		27	緊急時における財源の確保を行う	総務 G	3-29
10	災害支援・受援体制を整備する	28	災害時の受援体制を整備する	危機管理 G	3-30
		29	災害対応時に発生する業務量（通常業務）を把握する	総務 G	3-30
		30	他の被災自治体等への支援体制を整備する	危機管理 G	3-31

政策4 災害に備えた施設・設備をつくる

政策4に基づく施策、事業は以下の通りである。

<政策4に基づく施策、事業の一覧>

施策		事業		主管部署	記載頁
11	災害時の情報収集・伝達設備を整備する	31	既存の情報収集・伝達手段の維持・充実を図る	危機管理 G	3-32
		32	災害時の情報収集・伝達手段の多様化を図る	危機管理 G	3-33
		33	情報を受取る側である住民等の啓発を行う	危機管理 G	3-33
12	防災拠点・ネットワークを指定・整備する	34	庁舎の機能を充実・強化する	危機管理 G	3-34
		35	地域防災拠点（庁舎以外）及びコミュニティ防災拠点（避難所等）の選定、機能を充実・強化する	危機管理 G	3-35
		36	避難経路を明確にし、周知を図る	危機管理 G	3-37
13	防災資機材を整備する	37	資機材の整備・使用訓練を行う	危機管理 G	3-38
14	備蓄（食料・生活物資・飲料水等）を整備する	38	食料・生活物資等を備蓄する	危機管理 G	3-39

政策5 災害に備えた組織・体制を維持・向上させる

政策5に基づく施策、事業は以下の通りである。

＜政策5に基づく施策、事業の一覧＞

施策		事業		主管部署	記載頁
15	職員への防災研修・訓練を行う	39	職員一人ひとり及び組織の防災に関わるスキルアップのための研修を行う	危機管理 G	3-40
		40	災害時に備えた職員向けの防災訓練を行う	危機管理 G	3-41
16	防災に関する情報収集・調査等を行う	41	課題検討や災害対策本部運営を効率的に行うため、ICT等の導入・活用を検討する	危機管理 G	3-42
		42	災害特性を把握し、可視化する手法を検討する	危機管理 G	3-42
		43	事前復旧・復興計画の策定に向け、先進事例の研究を行う	危機管理 G	3-43
		44	補助制度を研究・活用する	危機管理 G	3-43
17	防災会議等の開催を行う	45	防災会議に多様な立場の委員の参画を図る	危機管理 G	3-44
		46	地域防災計画・水防計画の適切な見直しを図る	危機管理 G	3-45
		47	災害予防計画の進捗を報告し、検証する	危機管理 G	3-45

政策6 個別事案への予防対策を充実させる

政策6に基づき施策、事業は以下の通りである。

＜政策6に基づき施策、事業の一覧＞

施策		事業		主管部署	記載頁
18	水防対策を充実させる	48	雨水が一気に流れ出ないようにするための対策を行う	上下水道 G	3-46
		49	雨水排水施設を整備する	上下水道 G	3-46
		50	水害時に円滑に避難できる仕組みづくりを行う	危機管理 G	3-47
		51	水防訓練を行う	危機管理 G	3-48
19	火災予防対策を充実させる	52	消防に関する機器・装備等を整備強化する	危機管理 G	3-49
		53	火災に関する訓練・啓発活動を行う	危機管理 G	3-49
20	津波災害予防対策を充実させる	54	津波情報の伝達・避難方法を確立する	危機管理 G	3-50
		55	防潮施設の整備・管理体制を確立する	危機管理 G	3-51
21	危険物等災害予防対策を充実させる	56	危険物施設等の予防対策を行う	危機管理 G	3-52
		57	放射性物資の拡散に備えた対策を実施する	危機管理 G	3-52
22	臨海部等における孤立対策を充実させる	58	臨海部等の企業・団体等との連携を強化する	危機管理 G	3-53
		59	臨海部への災害時情報伝達手段の多様化を図る	危機管理 G	3-53
		60	臨海部における物資の備蓄体制を確立する	危機管理 G	3-54
		61	人工島連絡橋の改修・修繕の促進、代替手段を検討する	危機管理 G	3-54

政策 7-1 応急対策の備えを充実させる（事務局）

政策 7-1 に基づく施策、事業は以下の通りである。

＜政策 7-1 に基づく施策、事業の一覧＞

施策		事業		主管部署	記載頁
23	災害時の情報収集・伝達対策を充実させる	62	情報伝達方法・体制を充実させ、取扱いの習熟を図る	危機管理 G	3-55
		63	職員の安否確認体制を確立する	危機管理 G	3-55
		64	情報収集方法・体制を充実させる	危機管理 G	3-56
24	災害時の広報・広聴活動対策を充実させる	65	広報・広聴活動体制を確立する	企画 G	3-57
25	要配慮者（外国人）への支援対策を充実させる	66	災害前・災害時における外国人への支援体制を確立する	企画 G	3-58
26	被害認定調査、罹災証明の発行対策を充実させる	67	家屋被害認定士を育成する	税務 G	3-59
		68	罹災証明発行体制を確立する	税務 G	3-59
27	生活再建支援対策を充実させる	69	生活再建支援対策を充実させる	福祉 G	3-60
		70	住民に災害時の生活再建支援に関する啓発を図る	危機管理 G	3-60
28	災害時帰宅困難者への支援対策を充実させる	71	帰宅困難者対策の体制を確立する	危機管理 G	3-61

政策 7-2 応急対策の備えを充実させる（社会基盤部）

政策 7-2 に基づく施策、事業は以下の通りである。

＜政策 7-2 に基づく施策、事業の一覧＞

施策		事業		主管部署	記載頁
29	交通規制・緊急輸送対策を充実させる	72	交通規制・緊急輸送対策体制を確立する	土木 G	3-62
30	建物、宅地等の応急危険度判定対策を充実させる	73	応急危険度判定の組織体制を確立する	都市計画 G	3-63
31	給水対策を充実させる	74	給水対策体制を確立する	上下水道 G	3-64
32	公共インフラ等被害の応急処置対策を充実させる	75	緊急時の公共インフラ等の点検復旧体制を確立する	土木 G	3-65
		76	道路、水道、下水道施設に関する台帳資料等の整備・連携を図る	土木 G	3-66
33	仮設住宅の建設・供給対策を充実させる	77	応急仮設住宅建設等の事前対策を検討する	都市計画 G	3-67

政策 7-3 応急対策の備えを充実させる（住民環境部）

政策 7-3 に基づく施策、事業は以下の通りである。

＜政策 7-3 に基づく施策、事業の一覧＞

施策		事業		主管部署	記載頁
34	遺体の火葬対策を充実させる	78	遺体対策体制を確立する	住民 G	3-68
35	食料・生活物資・飲料水等の供給対策を充実させる	79	食料・生活物資等の調達・供給体制を確立する	住民 G	3-69
36	要配慮者（高齢者等）への支援対策を充実させる	80	避難行動要支援者避難支援計画（全体計画）を策定・見直し・推進する	福祉 G	3-70
		81	要配慮者名簿（避難行動要支援者名簿）を整備する	福祉 G	3-70
		82	地域での避難行動要支援者避難支援計画（個別計画）の策定を支援する	福祉 G	3-71
		83	要配慮者への医療対策体制を確立する	福祉 G	3-71
37	災害時医療対策を充実させる	84	初動医療体制を確立する	すこやか環境 G	3-72
38	保健衛生対策を充実させる	85	健康及び心のケア対策体制を構築する	すこやか環境 G	3-73
		86	感染症防止対策体制を構築する	すこやか環境 G	3-73
39	災害廃棄物対策を充実させる	87	災害時のし尿処理体制を確立する	すこやか環境 G	3-74
		88	災害時の廃棄物処理体制を確立する	すこやか環境 G	3-75
		89	災害時の化学物質対策を確立する	すこやか環境 G	3-76

政策 7-4 応急対策の備えを充実させる（教育避難支援部）

政策 7-4 に基づく施策、事業は以下の通りである。

<政策 7-4 に基づく施策、事業の一覧>

施策		事業		主管部署	記載頁
40	住民避難の支援対策を充実させる	90	避難所の開設・運営体制を確立する	教育総務 G	3-77
		91	自主避難所の開設・運営体制を確立する	生涯学習 G	3-77
		92	避難所の設備・機能を充実させる	教育総務 G	3-78
41	教育機関の災害応急対策を充実させる	93	学校園の防災計画の充実・連携を強化する	学校教育 G	3-79
		94	学校園における業務継続機能を高める	学校教育 G	3-79
		95	学校園での避難訓練・子どもの引渡し訓練を実施する	学校教育 G	3-80
		96	文化財の災害対策を充実させる	生涯学習 G	3-81

政策 8 緊急事業等を推進し、優先的に災害に強いまちづくりを行う

政策 8 に基づく施策、事業は以下の通りである。

<政策 8 に基づく施策、事業の一覧>

施策		事業		主管部署	記載頁
42	地震防災緊急事業を推進する	97	地震防災緊急事業五箇年計画の策定に当たり積極的に意見を提出する	危機管理 G	3-82
43	消防防災施設等の整備を推進する	98	消防防災施設等の整備を推進する	危機管理 G	3-83

政策9 個別事業を推進し、着実に災害に強いまちづくりを行う

政策9に基づく施策、事業は以下の通りである。

<政策9に基づく施策、事業の一覧>

施策		事業		主管部署	記載頁
44	都市の防災構造を強化する	99	都市計画マスタープランに基づく都市防災を推進する	都市計画 G	3-84
		100	地籍調査の推進を図る	都市計画 G	3-84
		101	災害時に倒壊等のおそれのある老朽建築物の対策を検討する	都市計画 G、 土木 G、すこ やか環境 G、 危機管理 G	3-85
		102	ブロック塀の生垣化を推進する	土木 G	3-85
45	建築物等の耐震性の確保を行う	103	耐震改修促進計画を推進する	都市計画 G	3-86
46	河川・海岸・ため池施設を整備する	104	河川を整備・維持する	土木 G	3-87
		105	海岸、海岸保全施設を整備・維持する	土木 G	3-87
		106	ため池施設を整備、維持する	住民 G	3-88
		107	漂流物の予防処置を図る	土木 G	3-88
		108	漁港、河川のゲートを整備・維持する	土木 G	3-88
47	交通関係施設（道路・漁港）を整備する	109	道路・橋梁を整備・維持する	土木 G	3-89
		110	漁港を整備・維持する	土木 G	3-89
48	水道、下水道関係施設を整備する	111	水道施設の整備・耐震化等を図る	上下水道 G	3-90
		112	上水道施設の代替手段を検討・確保する	上下水道 G	3-90
		113	下水道施設の整備、耐震化等を図る	上下水道 G	3-91
		114	雨水ポンプ場の整備・維持を図る	上下水道 G	3-91
		115	下水道施設の代替手段を検討・確保する	上下水道 G	3-92

目標1 住民・事業者等と協働で防災に取り組む

政策1 関係団体の防災活動と連携を図る

施策 No1. 自主防災組織の防災活動と連携を図る

事業 No1. 自主防災組織の結成・活動を支援する

事業名	自主防災組織の結成・活動を支援する
主管部署 (関連部署)	危機管理 G
実施目的	地域における自主防災組織の結成・活動を支援し、地域の防災力の向上を図る。
現状と課題	町では44団体の自主防災組織が結成されており、組織率は97.7%で高い組織率にある。各自主防災組織では、1年間に4回、のべ142名(平成29年度平均)による活動が行われているが、組織によって活動の度合いが異なり、地域差がある。また、全住民における自主防災組織への参加率は低いものと推察される。自主防災組織は、地域における共助の要となることが期待されることから、結成・活動への支援を行い、取組みを活性化させる必要がある。
活動指標	<ul style="list-style-type: none"> ・自主防災組織への住民参加率 ↑ ・自主防災組織合同研修会の参加者数 ↑ ・自主防災組織の活動件数 ↑
取組内容 (実施時期)	<ul style="list-style-type: none"> ①補助金を交付し、自主防災活動や防災資機材等の整備を推進する(毎年) ②補助金制度の見直し・充実を検討する(平成26年度～) ③自主防災組織合同研修会を開催する(毎年) ④防災に関する出前講座を行う(毎年) ⑤自主防災組織の災害時行動マニュアルの手引きを作成し、配布するため、(1)自主防災組織の災害時行動マニュアルの作成、(2)配布の手順で実施する(平成30年度～) ⑥自主防災組織間の連携を強化するため、意見交換会の開催や自主防災組織連絡会を定期的で開催する(平成30年度～) ⑦災害時の活動を支援するため、自主防災組織代表者等への不確定情報も含めた災害情報のきめ細やかな伝達を図る(毎年)

事業 No2. 地域のリーダーを養成する

事業名	地域のリーダーを養成する
主管部署 (関連部署)	危機管理 G
実施目的	防災活動で主導的な役割を果たせる人材を増やし、連携を深めることで、地域の防災力の向上を図る。
現状と課題	町内には「ひょうご防災リーダー」や「防災士」の資格取得者がいるが、少数であり、防災訓練時等の連携が図れていない。 また、防災士については把握が困難である。
活動指標	・町内在住のひょうご防災リーダーの数 ↑ ・ひょうご防災リーダーと連携した訓練の実施回数 ↑
取組内容 (実施時期)	①ひょうご防災リーダーの育成に努め、資格取得への支援策を継続する（平成30年度～） ②ひょうご防災リーダーとの防災活動（防災訓練等）での連携を図る（毎年）

施策 No2. 消防団の防災活動と連携を図る

事業 No3. 消防団員の確保に努める

事業名	消防団員の確保に努める
主管部署 (関連部署)	危機管理 G
実施目的	地域に根ざした消防団員を確保し、地域の防災力の向上を図る。
現状と課題	消防団は、地域住民によって組織され、義勇的、ボランティア的な性格が強い組織であるが、町の公的な消防機関であり、消防署と協力して火災、災害及び人命の救助に出動するとともに、火災予防の普及啓発活動等を担う。ただし、町内では消防団員の被用者の割合が高くなり、日中災害に即時対応できない傾向にある。また、団員の高齢化が進んでいる。そのため、今後も消防団員の数を一定程度確保するために、若い消防団員や女性消防団員を確保する必要がある。
活動指標	・消防団員の数 →
取組内容 (実施時期)	①若い消防団員や女性消防団員の確保に努める（毎年）

事業 No4. 消防団の装備、資機材、行動マニュアル等を充実させる

事業名	消防団の装備、資機材、行動マニュアル等を充実させる
主管部署 (関連部署)	危機管理 G
実施目的	消防団の装備、資機材、行動マニュアル等を充実させることで、大規模災害等への対応力を向上させるとともに、団員の安全を確保する。
現状と課題	<ul style="list-style-type: none"> ・消防団は小型動力ポンプ付積載車などの装備を有しているが、災害対応能力の向上や団員の安全確保の観点から、無線等の通信手段（現在は携帯電話のみ）や安全を確保する装備、災害時に連続して活動するための食料、水、燃料の備蓄を充実させる必要がある。 ・災害時には各分団での行動となり、町の消防団として統率された活動ができなくなる恐れがあることから、行動マニュアル等を作成する必要がある。
活動指標	<ul style="list-style-type: none"> ・装備、資機材、食料、水、燃料等の備蓄の充実 ↑ ・消防団行動マニュアルを作成し、訓練を行う ↑
取組内容 (実施時期)	<ul style="list-style-type: none"> ①無線機器の配備を行うため、(1)導入機器の検討、(2)配備エリアの検討、(3)無線機器の配備の手順で実施する（平成26年度～） ②安全装備品を充実させる（毎年） ③(1)消防団が災害時に活用する備蓄物資を購入できるように補助金制度を見直す、(2)必要となる備蓄の品目・数量について整理、(3)備蓄数量・管理方法などについてとりまとめ（平成30年度～） ④消防団行動マニュアルを作成する（平成25年度～）

施策 No3. 事業者の防災活動と連携を図る

事業 No5. 事業者と対話を行う

事業名	事業者と対話を行う
主管部署 (関連部署)	住民 G (危機管理 G)
実施目的	事業者と対話を行うことで、災害時における事業者との連携の道筋を作る。
現状と課題	定期的に新島連絡協議会と行政懇談会を行っているが、防災に特化した意見交換の場はない。内陸部の事業者に関しては、商工会を通じての情報伝達・情報収集が主となっている。商工会に加入していない事業者への発信は広報・HPに限られている。
活動指標	・防災に関する会議の回数 ↑
取組内容 (実施時期)	①商工会等と防災に関する意見交換会を行う（適宜） ②電気・ガス・通信事業者との情報交換を行う（毎年）

事業 No6. 事業者の防災活動を支援する

事業名	事業者の防災活動を支援する
主管部署 (関連部署)	住民 G (危機管理 G)
実施目的	事業者の防災活動を支援することで、事業者の防災力を高め、被害の軽減・早期復旧体制を確立させる。
現状と課題	新島工業団地は、津波災害時大きな被害が想定されており、連絡道路が損傷した場合の孤立も懸念される。事業者の自助が必要となっている。内陸部の事業者については、平日昼間の災害において共助の担い手として期待され、防災力の向上が望まれる。また、税収に占める事業者からの納税は大きな割合であり、被災後速やかに事業活動が再開されることが望まれる。 事業実施にあたっては、中小事業者の相談窓口である商工会の機能充実が必要である。
活動指標	・講習会（相談会）への参加事業者数 ↑
取組内容 (実施時期)	①防災活動に必要な資材を提供する。または必要な補助をするため、(1)商工会を通じ、必要な資材等の把握、(2)補助制度の検討の手順で行う ②商工会と共催で事業者向けの防災講習会を行うため、(1)事業者向けの防災講習会の企画を検討、(2)共催先との協議、(3)防災講習会の実施の手順で実施する（毎年・平成26年度～）

施策 No4. 各種団体（NPO、ボランティア団体など）の防災活動と連携を図る

事業 No7. 各種団体と平時から一緒に防災活動を行う

事業名	各種団体と平時から一緒に防災活動を行う
主管部署 (関連部署)	福祉 G (危機管理 G)
実施目的	地域における各種ボランティア団体等と平時から一緒に防災活動を行うことにより、地域の防災力を高めるとともに、災害時の連携体制を築く。
現状と課題	地域には民生委員児童委員、指定地域密着型（介護予防）サービス事業者、介護保険指定事業所など、様々な団体が活動している。また、一般のボランティア活動については、播磨町社会福祉協議会がセンターとして集約している。そのため、播磨町社会福祉協議会と協働して、各種団体と平時から一緒に防災に関する活動を行い、各種団体との連携を図る必要がある。
活動指標	・社協のボランティアセンターによる防災等の講演回数 ↑ ・播磨わくわく講座の防災に関する申し込み件数 ↑
取組内容 (実施時期)	①播磨町社会福祉協議会での活動等において、継続的に防災の啓発につながる講演等を組み入れることができるよう働きかけるため、(1)働きかける講演等の内容の検討、(2)働きかけ方の検討、(3)働きかけの実施の手順で行う。(平成30年度～) ②各団体に対して、町の播磨わくわく講座を利用して防災に積極的に取り組んでもらえるよう依頼するため、(1)依頼先団体の検討、(2)依頼内容の検討、(3)依頼の手順で実施する。(平成30年度～)

事業 No8. 災害ボランティアの活動環境を整備する

事業名	災害ボランティアの活動環境を整備する
主管部署 (関連部署)	福祉 G (危機管理 G)
実施目的	災害ボランティアの活動環境を整備する
現状と課題	一般のボランティアセンターは、播磨町社会福祉協議会であるが、災害ボランティアに関しては拠点となる場所がない。そのため、播磨町社会福祉協議会が災害ボランティアセンターとして機能できるよう協議する必要がある。また、現地災害ボランティアセンターとして既存公共施設の空き状況（小中学校含む）を活用できるように活動環境を整備していく必要がある。
活動指標	・拠点の確保 ↑
取組内容 (実施時期)	①災害ボランティアセンター設置・運営マニュアルを作成する（平成26年度～）【完了済】

事業 No9. 災害ボランティア・コーディネーター等の支援者を育てる

事業名	災害ボランティア・コーディネーター等の支援者を育てる
主管部署 (関連部署)	福祉 G (危機管理 G)
実施目的	災害ボランティア・コーディネーターを育て、災害時のボランティア活動の円滑な遂行を行う。
現状と課題	災害時には町外からも一般の災害ボランティアが活動支援に訪れる可能性があり、町としてその対応にあたる必要が生じる。その際、一般の災害ボランティアの参加者の能力と、地域のボランティアの活動ニーズをマッチングさせることで、円滑なボランティア活動が可能となる。そのため、過去の被災地の教訓等を参考に、災害ボランティアを調整する役割を担う災害ボランティア・コーディネーターを育てておく必要がある。また、手話通訳奉仕員や権利擁護支援員など、特殊技能を有する人材を育てる必要がある。
活動指標	・災害ボランティア・コーディネーター養成講座の参加回数 ↑
取組内容 (実施時期)	①播磨町社会福祉協議会に対し、兵庫県社会福祉協議会が実施する災害ボランティア・コーディネーター養成講座への積極的な参加を依頼する（平成26年度～）【完了済】

政策2 広く防災知識を普及させ、住民の主体的な取組みを促す

施策 No5. 広く防災知識の普及活動を行う

事業 No10. 広報媒体により普及を行う

事業名	広報媒体により普及を行う
主管部署 (関連部署)	企画 G (危機管理 G)
実施目的	防災活動の成果を上げるため、全住民の防災意識を高め、理解及び協力を得る。
現状と課題	インターネットの普及により、広告媒体は多くなっているが、住民の関心度に温度差があると思われる。町広報の活用にも紙面の制約があり、効率的な広報が課題となっている。
活動指標	・ 広報誌への掲載件数 ↑ ・ ホームページでの報告件数 ↑
取組内容 (実施時期)	① 広報誌やホームページ、学校園だより等で広報を行う (毎年) ② わくわく講座に防災に関するコースを設ける (毎年)

事業 No11. 公共施設を活用し普及を行う

事業名	公共施設を活用し普及を行う
主管部署 (関連部署)	企画 G (危機管理 G)
実施目的	住民が日頃接する公共施設（コミセン施設や道路等）を活用し、防災意識を高める。
現状と課題	石ヶ池公園パークセンター防災コーナーなど各公共施設で防災関連の啓発展示等が実施されているが、利用する一部の住民にしか広報ができていない。そのため、公共施設での防災関連の啓発展示を継続するとともに、ウォーキングコースにおける屋外の海拔表示や避難所看板など、普段の生活で住民が目にする公共施設において、防災に役立つ情報を広報する生活防災の取組みを行う必要がある。
活動指標	・ 公共施設での防災関連の啓発件数 ↑
取組内容 (実施時期)	① 公共施設での防災関連の啓発展示を実施する (毎年)

第3部 災害予防計画

目標1 住民・事業者等と協働で防災に取り組む

政策2 広く防災知識を普及させ、住民の主体的な取組みを促す

事業 No12. 行事・イベントの機会を活用し普及を行う

事業名	行事・イベントの機会を活用し普及を行う
主管部署 (関連部署)	企画 G (危機管理 G)
実施目的	多くの住民が集まる行事で広報することで、効率的な広報を実施する。
現状と課題	防災に特化した防災マップや広報誌等の紙媒体の配布、公共施設における防災展示だけでは、住民の自助・共助の意識を向上させることは難しい。そのため、大中遺跡まつりなど、多くの住民が参加する様々なイベントの機会を利用して、継続的に防災に関する啓発活動を行う必要がある。
活動指標	・ イベント等への防災ブース設置件数 ↑
取組内容 (実施時期)	①町主催のイベント等へのブース設置・防災パンフレット等を配布する (毎年)

事業 No13. 学校教育の場を活用し普及を行う

事業名	学校教育の場を活用し普及を行う
主管部署 (関連部署)	学校教育 G (危機管理 G)
実施目的	未来を担い、家庭での話題の中心となる子どもを対象に、学校園生活や教育の場をとおして防災知識の普及を図る。
現状と課題	学校園現場では、まとまった防災学習の時間を確保することは難しいが、町の将来を担う子どもに対し、防災知識の普及を図り、また、学習の成果を家庭で発信することを促し、地域全体の防災意識の高揚を図る必要がある。
活動指標	・ 防災学習指導案 (コンテンツ数) ↑ ・ 防災学習の実施時間 ↑
取組内容 (実施時期)	①総合学習等を活用し、防災学習を実施する (毎年)

施策 No6. 住民等参加型の防災訓練や防災イベントを実施する

事業 No14. 様々な形での住民参加型の防災訓練を行う

事業名	様々な形での住民参加型の防災訓練を行う
主管部署 (関連部署)	危機管理 G
実施目的	屋外活動型の実働訓練、防災講演会、災害図上訓練 (DIG) 等、様々な形での住民参加型の防災訓練を実施することにより、いざという時にどのような行動をとるか身体を通して体験することで防災力を高める。
現状と課題	住民等の防災意識は、近年の災害の多発化傾向を受け、高まっている。町では毎年度町内小中学校における防災訓練を実施しているが、回数・参加者が限られており、参加にも地域差や個人差がある。また、町主催の屋外活動型の防災訓練は事前準備に多くの労力が必要であり、高い頻度で開催することが難しい。そのため、町主催の屋外活動型の防災訓練の他、講演会や図上訓練と組み合わせて実施する必要がある。その一方で、住民の自主的な防災訓練を促進させる必要がある。
活動指標	<ul style="list-style-type: none"> ・町主催の防災訓練への住民参加数 ↑ ・自主防災組織の活動件数 ↑ ・自主防災組織合同研修会 (講演会) の開催 年1回以上 ・災害図上訓練 (DIG) の実施 ↑ (前年開催回数との比較)
取組内容 (実施時期)	<p>①自主防災組織の自主的な防災訓練の実施を呼びかけると共に、訓練企画等の相談を行う (毎年)</p> <p>②住民参加型の防災訓練を実施する (毎年) ③播磨わくわく講座を活用した災害図上訓練、地域版防災マップや避難マップの作成を周知し、実施する (毎年)</p>

事業 No15. 子ども向けの防災イベントを行う

事業名	子ども向けの防災イベントを行う
主管部署 (関連部署)	生涯学習 G
実施目的	子ども向けの防災イベントを開催し、災害時における対応力の向上を図る。
現状と課題	子どもを対象とした防災啓発については、現状不定期で開催しており、今後定期的な開催が望まれる。
活動指標	・子ども向けの防災イベントの充実 ↑
取組内容 (実施時期)	①子どもを対象とした防災イベントを検討する (平成27年度～)

目標2 災害に強い組織・体制をつくる

政策3 災害に備えた人的組織・体制をつくる

施策 No7. 災害対策のための組織体制を整備する

事業 No16. 災害時における組織・動員体制の運用・訓練を行う

事業名	災害時における組織・動員体制の運用・訓練を行う
主管部署 (関連部署)	危機管理 G (各 G)
実施目的	予め定めた組織・動員体制の実運用、訓練を通じて、災害時の円滑な対応を行うために適宜組織・動員体制を検証し、必要に応じ見直す。
現状と課題	・町の防災組織体制は平成 24 年度に刷新されたことにより、運用経験が少ない。このため、実際の災害対応や訓練等を通して経験を積み重ね、必要に応じて組織・動員体制を見直す必要がある。
活動指標	・庁内防災訓練（災害対策本部運営訓練）の実施 1 回以上実施
取組内容 (実施時期)	①災害対応時には検証を行い、必要に応じて組織・動員体制を見直す（随時）

事業 No17. 災害時における職員以外の動員体制を整備する

事業名	災害時における職員以外の動員体制を整備する
主管部署 (関連部署)	危機管理 G (各 G)
実施目的	正規職員に拘らず、職員以外の動員体制を予め検討することで、災害時の人的資源の確保を図る。
現状と課題	<ul style="list-style-type: none"> ・一般行政職の正規職員は、災害対策本部に編成されることをはじめ、その立場が明確である。一方、臨時・嘱託職員やパート職員に関しては、その位置づけが明確にされていない。災害対応時には人的資源の不足が懸念されることから、災害対応業務だけでなく、通常業務の維持という点も含めて検討する必要がある。 ・災害対応を円滑に行うには、大量の人的資源が必要となるが、一斉退職が迫っている本町では、これを正規職員のみで確保することは容易ではない。そのため、本町を退職している元職員も可能な限り活用することでそのノウハウを活かすと共に人的資源の確保を図る必要がある。
活動指標	・災害時に動員可能な人員数 ↑
取組内容 (実施時期)	①元職員（OB 等）を災害対策要員として任用する（毎年）

施策 No8. 関係団体との広域防災体制（協定等）を整備する

事業 No18. 国・県との連携を図り、広域防災体制を確立する

事業名	国・県との連携を図り、広域防災体制を確立する
主管部署 (関連部署)	危機管理 G (各 G)
実施目的	国及び関係府県、市町村と連携し、南海トラフによる地震等の大規模災害対策等、広域的な防災体制を確立する。
現状と課題	南海トラフによる地震では、被災地が超広域になるといわれており、町単独ではもちろん、近隣市町の相互協力もできない可能性がある。このため、全国からの支援が必要となるが、そのためには県の調整も欠かせないため、広域連携を視野に入れ、今以上に国・県と密接な関係を築く必要がある。
活動指標	・国・県等と合同防災訓練 1回以上実施
取組内容 (実施時期)	①国及び関係府県、市町村との連携による図上訓練や実地訓練等の合同訓練を実施し連携強化を図る。 (毎年)

事業 No19. 市町村との相互応援体制を整備する

事業名	市町村との相互応援体制を整備する
主管部署 (関連部署)	危機管理 G (各 G)
実施目的	災害時の市町村との相互応援活動を整備しておくことで、災害時における円滑な実施体制づくりを進める。
現状と課題	本町には大規模な災害の経験に乏しく、職員数も少ないため、大規模災害が発生した場合は、円滑な対応ができない恐れがある。このため、災害時に他の市町村の支援を得られるよう体制を整備する必要がある。 また、他市町村で災害が発生した場合には、災害対応の経験を積む機会でもあるため、積極的に支援を行える環境づくりが望ましいと考えられる。
活動指標	・災害時における他市町村との相互支援協定の締結数 ↑
取組内容 (実施時期)	①他市町村との相互応援体制を整備する (毎年) ②協定締結に当たっては、応急対策だけでなく、長期的な視野で災害対応に必要な一連の活動に対する応援を念頭におく (協定締結時)

事業 No20. 公共機関の支援を円滑に受けられるよう体制整備を行う

事業名	公共機関の支援を円滑に受けられるよう体制整備を行う
主管部署 (関連部署)	危機管理 G (各 G)
実施目的	災害時に公共機関の支援を円滑に要請し、受け入れ、本町が円滑に対応を進められるよう体制整備を行う
現状と課題	大規模災害が発生した場合は、本町単独では円滑な対応ができない恐れがある。従って、災害時には円滑に公共機関からの支援を得られるよう体制を整備する必要がある。
活動指標	・災害時における公共機関との支援協定の締結数 ↑
取組内容 (実施時期)	①公共機関との災害相互応援協定等を整備する (毎年)

事業 No21. 民間のノウハウを災害対応に活かせるよう体制整備を行う

事業名	民間のノウハウを災害対応に活かせるよう体制整備を行う
主管部署 (関連部署)	危機管理 G (各 G)
実施目的	災害時に民間企業の支援を円滑に要請し、受け入れ、本町が円滑に対応を進められるよう体制整備を行う。
現状と課題	大規模災害が発生した場合には、官民間問わず対応に当たる必要がある。特に民間には行政が有していない固有のノウハウ（物資、物流、重機、報道等）を有しているため、これらを有効に活用しなければならない。
活動指標	・災害時における民間企業との支援協定の締結数 ↑
取組内容 (実施時期)	①民間団体等との災害応援協定等を整備する (毎年)

施策 No9. 平常業務の継続と災害時対応を行う体制を整備する

事業 No22. 業務継続体制を確立する

事業名	業務継続体制を確立する
主管部署 (関連部署)	危機管理 G (各 G)
実施目的	大規模災害の発生時を想定した業務継続体制を予め検討することで、非常時優先業務の実施や業務の早期再開を行う。
現状と課題	災害時は、災害時の応急対策業務のほかに、一部の通常業務を同時並行して実施しなければならない。そのため、通常業務のうち、特に優先して継続しなければならない業務を予め選定しておき、災害時の応急対策業務と平行して実施していくための体制づくりを行う必要がある。また、それを担保するための執務環境の確保や、職員向けの食料、水、資機材等の備蓄も併せて検討する必要がある。
活動指標	・業務継続計画（BCP）の作成 ↑
取組内容 (実施時期)	①災害時において、役場の業務を維持、継続するため、人的資源の有効活用検討（正規職員及び正規職員以外も含む）や対応業務の整理、代替庁舎検討などを実施するため、業務継続計画（BCP）を策定することを目指し、(1)業務継続計画策定の事業化検討、(2)事業実施、(3)計画策定の手順で実施する（平成30年～令和2年度）

事業 No23. 各種業務資料（文書情報）の保管・バックアップ体制を確立する

事業名	各種業務資料（文書情報）の保管・バックアップ体制を確立する
主管部署 (関連部署)	総務 G
実施目的	災害時に必要最低限の通常業務が滞らないよう対処する。
現状と課題	各業務のシステム化が進んでおり、停電などで長期にシステム使用ができない場合は住民情報の把握すらできない可能性がある。
活動指標	・特に無し
取組内容 (実施時期)	①必要な情報の抽出を行う（毎年） ②情報の保管体制を確立し、継続して運用する（平成27年度）

事業 No24. 各種業務資料（電子情報）の保管・バックアップ体制を確立する

事業名	各種業務資料（電子情報）の保管・バックアップ体制を確立する
主管部署 (関連部署)	企画 G
実施目的	各種業務資料（電子情報）の保管・バックアップ体制を確立しておくことで、町の情報資産を災害から守る。
現状と課題	重要な電子データについては、週に1回遠隔地への媒体搬送による保管を実施している。しかし、最新のデータではないため、リアルタイムでのバックアップ体制が課題となっている。
活動指標	・特に無し
取組内容 (実施時期)	①電子情報のバックアップ体制として遠隔地保管を実施する（随時）

事業 No25. 町有施設における利用者の安全確保体制を確立する

事業名	町有施設における利用者の安全確保体制を確立する
主管部署 (関連部署)	総務 G
実施目的	非常時を想定した避難体制（避難誘導や伝達能力）の確立・向上を図り、施設利用者の安全確保を行う。
現状と課題	現状考えられている安全確保について非常時に問題がないか検討する必要がある。
活動指標	・施設管理者からの活動報告件数 ↑
取組内容 (実施時期)	①施設の日常点検を行うための簡易な点検マニュアルを作成する。今後は点検結果を踏まえて、予防保全を主体とした維持管理に努める（毎年）

事業 No26. 町有施設・設備の点検調査を行う

事業名	町有施設・設備の点検調査を行う
主管部署 (関連部署)	総務 G
実施目的	日常から施設・設備の点検を行い、非常時に支障が生じることのないようにする。
現状と課題	町有施設・設備について、非常時に問題が無いか検討する必要がある。
活動指標	・正常な稼働率 ↑
取組内容 (実施時期)	①専門的な視点での維持管理と優先的な修繕を行う。（毎年） ②公共施設総合管理計画を策定するために、各施設の基礎的な施設情報を集約した。今後はそれらの情報を施設保全に活かし、適切な維持管理を図る（平成27年度～）

事業 No27. 緊急時における財源の確保を行う

事業名	緊急時における財源の確保を行う
主管部署 (関連部署)	総務 G
実施目的	平時から財源の確保を行い、非常時に災害復旧の円滑な実施に役立てる。
現状と課題	財源に余裕がある年度に、財政調整基金への積立てを行っているが、年度間の財源調整を図るため、毎年度、取り崩しを行っている。
活動指標	・財政調整基金残高 →
取組内容 (実施時期)	①財政調整基金の資金残高を維持することに加え、財政調整基金より公共施設の整備を目的とした公共施設整備基金に資金を積み立てる (毎年)

施策 No10. 災害支援・受援体制を整備する

事業 No28. 災害時の受援体制を整備する

事業名	災害時の受援体制を整備する
主管部署 (関連部署)	危機管理 G (各 G)
実施目的	災害時の他自治体等からの支援受入を行う受援体制を予め検討することで、災害時に円滑な人員の受入を行う。
現状と課題	災害時は、本町の持てる資源を総動員して自らの責任によって対応に当たることが必要であるが、町が有する人員が不足する事態も想定され、他自治体等からの支援を要請し、受け入れることになる。現状では、実際に資源の不足が表面化してからそれを把握し、支援を要請するか、漠然とした支援の要請をするしかなく、それでは手遅れになる事態も想定される。そのため、あらかじめ災害対応時に発生する業務量（災害対応業務）を見積もり、どのような災害対応業務において、特に支援が必要となる可能性があるかを把握し、災害時に素早い支援の受入ができるような受援体制を検討しておく必要がある。
活動指標	・受援計画の策定率（策定済み業務／要受援業務） ↑
取組内容 (実施時期)	①災害時に実施すべき通常業務と災害対応業務の業務量を把握し、受援の必要がある業務を特定し、受援計画を策定することを目指し、(1)受援計画策定の事業化検討、(2)事業実施、(3)計画策定の手順で実施する。（平成 27 年度～）

事業 No29. 災害対応時に発生する業務量（通常業務）を把握する

事業名	災害対応時に発生する業務量（通常業務）を把握する
主管部署 (関連部署)	総務 G
実施目的	災害時に優先して行うべき業務を把握することで、人員の適正な配置を行い、円滑な災害時対応ができるようにする。
現状と課題	必要な業務把握ができておらず、災害時に必要な人員数がわからない。
活動指標	・特に無し
取組内容 (実施時期)	①業務の重大度及び災害の程度による配置体制を整備し、定期的な見直し・改善を図る（平成 27 年度～）

事業 No30. 他の被災自治体等への支援体制を整備する

事業名	他の被災自治体等への支援体制を整備する
主管部署 (関連部署)	危機管理 G (各 G)
実施目的	本町以外の被災自治体等への支援体制を予め検討し、実施することで、本町の災害対応ノウハウを蓄積し、本町被災時の迅速な対応に役立てる。
現状と課題	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時の対応ノウハウは、机上の学習や模擬訓練よりも、実務をとおして得られることが多い。現状、本町では他自治体への災害支援は、主に災害相互応援協定や人道的見地から行われており、職員数が減少傾向にある中では平常業務もあることから、積極的な支援が行われているとはいえない状況にある。しかし、それを理由に支援を実施しなければ、災害対応の経験を得ることができず、本町の将来においても不利益となる可能性がある。そのため、本町の災害対応ノウハウを蓄積するという点から、他自治体への支援体制を整備する必要がある。 ・支援体制としては、町が支援できる活動について、防災訓練等を通じて充実させ、メニュー化しておき被災市町に提示できるようにしておくことが望ましい。 ・他市町から支援の要請があった場合は、災害対応の経験を積む機会としても位置づけ、積極的に支援を行い、支援後には派遣した職員への聞き取り調査等を実施し、組織のノウハウとする必要がある。
活動指標	・災害支援への派遣（支援回数／支援の要請回数） ↑
取組内容 (実施時期)	①町における災害支援の位置づけ（人道支援、災害対応の経験蓄積等）を明確にし、対応体制を整備する（平成 26 年度～）

政策4 災害に備えた施設・設備をつくる

施策 No11. 災害時の情報収集・伝達設備を整備する

事業 No31. 既存の情報収集・伝達手段の維持・充実を図る

事業名	既存の情報収集・伝達手段の維持・充実を図る
主管部署 (関連部署)	危機管理 G
実施目的	既存の情報収集・伝達手段の維持・充実を図ることで、災害発生時に確実な情報収集・伝達を行う。
現状と課題	<ul style="list-style-type: none"> ・災害対応において情報の収集・伝達は重要であり、町では、情報収集・伝達の主な手段として、災害対応総合情報ネットワークシステム（フェニックス防災システム）、防災行政無線（同報系・移動系）、全国瞬時警報システム（Jアラート）、防災安心ネットはりま、Lアラート（災害情報共有システム）等がある。これらが正常に機能するよう維持すると共に、充実させる必要がある。 ・防災行政無線は住民から聞こえにくいという指摘があるが、これを解消する必要がある。
活動指標	<ul style="list-style-type: none"> ・防災安心ネットはりまの登録者数 ↑ ・防災行政無線の難聴区域の調査・対策の検討
取組内容 (実施時期)	<ol style="list-style-type: none"> ①既存の情報収集・伝達手段（災害対応総合情報ネットワークシステム（フェニックス防災システム）、防災行政無線及びその他の情報通信機器・設備、全国瞬時警報システム（Jアラート）、緊急地震速報システムを整備・維持・拡充する（毎年） ②防災安心ネットはりまの周知を図り、登録を推進する（毎年） ③防災行政無線の難聴区域を調査、対策を検討するため、(1)難聴区域の調査方法の検討、(2)難聴地区の調査実施、(3)対策方法検討、(4)対策の実施の手順で実施する（平成26年度～）

事業 No32. 災害時の情報収集・伝達手段の多様化を図る

事業名	災害時の情報収集・伝達手段の多様化を図る
主管部署 (関連部署)	危機管理 G
実施目的	災害時の情報収集・伝達手段の多様化を図ることで、災害時に確実に情報収集・伝達を行う。
現状と課題	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時は平常時の情報収集・伝達手段が全て使用可能であるとは限らない。そのため、災害時にも確実に情報収集・伝達が行えるように、町の有する既存の情報通信機器以外にも、情報収集・伝達手段を多様化させる必要がある。 ・町内に居住するアマチュア無線家については、災害時に協力していただけるように協力体制を整備する必要がある。
活動指標	・災害時に協力できるアマチュア無線家の数 ↑
取組内容 (実施時期)	①アマチュア無線の情報ボランティア等の協力・情報連絡体制を整備について必要があるか検討する。(平成26年度～) ②V-Low マルチメディア放送を含めた災害情報伝達手段の多様化に向けた検討を行う(毎年)

事業 No33. 情報を受取る側である住民等の啓発を行う

事業名	情報を受取る側である住民等の啓発を行う
主管部署 (関連部署)	危機管理 G
実施目的	災害時に情報を受取る側である住民等の啓発を行うことで、災害発生時の円滑な情報伝達を可能とさせる。
現状と課題	町等が伝達する情報の入手方法、その情報の持つ意味、望ましい行動様式を啓発し、情報の受け手が災害に関する情報を確実に取得し、その持つ意味を理解し、被害軽減を図るためそれに応じた望ましい行動を自発的にとれるようにするとともに、情報を入手するための手段や各種情報の位置づけの理解と共に望ましい行動様式の理解を促進する必要がある。
活動指標	<ul style="list-style-type: none"> ・災害情報に関する広報回数 ↑ ・播磨わくわく講座での災害情報の解説 ↑
取組内容 (実施時期)	①災害に関する情報の種類や意味とそれに対する望ましい行動様式の啓発を行う(毎年)

施策 No12. 防災拠点・ネットワークを指定・整備する

事業 No34. 庁舎の機能を充実・強化する

事業名	庁舎の機能を充実・強化する
主管部署 (関連部署)	総務 G (危機管理 G)
実施目的	災害対策の中核拠点となる庁舎の機能充実・強化を図ることで、災害時に庁舎が機能しなくなることがないように、また円滑な災害対応が可能となるようにする。
現状と課題	<ul style="list-style-type: none"> ・現在の庁舎（第1庁舎）は老朽化しており、会議室やストックヤード等のスペースも不足している。また、平常時の利活用も念頭に置きながら、防火対策等二次災害予防も含めて早急に対応を講じる必要がある。 ・災害対策本部室となることが期待される本庁3階のABC会議室に情報通信機器等が不足しており、対策を講じる必要がある。
活動指標	・庁舎の機能充実・強化策の実施状況 ↑
取組内容 (実施時期)	<ul style="list-style-type: none"> ①災害対策本部室（ABC会議室）に、情報通信機器の増設、防災無線遠隔制御装置の移設、非常用電源の設置、携帯電話を整備する等機能強化を図る（平成26年度～） ②報道対応の環境を整えることを目指し、(1)報道対応の問題・課題点整理、(2)改善方法検討、(3)環境整備の手順で実施する（平成26年度～） ③庁舎火災に備え、消防用設備を点検し、必要に応じ改修する（毎年） ④自家発電装置が稼動可能状態を維持するようメンテナンスする（毎年） ⑤庁舎の耐震補強工事（平成13年度実施済）は行っているが、継続して防災活動の拠点となるよう庁舎の維持管理を行う（毎年） ⑥来庁者や職員の被災の防止対策（地震の際、机の下に避難できるよう職員各機の足元の空間の確保、庁舎内の棚やロッカーなどの転倒防止・耐震仕様（自動ロック）への取替え、ガラス飛散防止用フィルムを貼付等）を行う（毎年） ⑦庁舎は当面の間、適切な機能回復工事を行い長寿命化を図る。建替については、第Ⅲ期以降に整備方針の検討を行う。（平成30年度～）

事業 No35. 地域防災拠点（庁舎以外）及びコミュニティ防災拠点（避難所等）の選定、機能を充実・強化する

事業名	地域防災拠点（庁舎以外）及びコミュニティ防災拠点（避難所等）の選定、機能を充実・強化する
主管部署 （関連部署）	危機管理 G （各 G）
実施目的	地域防災拠点（庁舎以外）及び地域コミュニティ拠点（避難所）の選定、機能を充実・強化することで、被災者の保護・支援を迅速に行う。
現状と課題	<ul style="list-style-type: none"> ・地域防災拠点は、町全域における災害対策を行う拠点として、町が主体的な管理者となることを前提に、広域避難地、屋外活動拠点、物資集積拠点、緊急輸送道路、防災臨時ヘリポート、福祉避難所、津波避難目標地点、津波避難ビル、臨時受入施設、防災倉庫、遺体安置所、災害ボランティアセンター、災害廃棄物仮置き場、応急仮設住宅建設地（候補）などを予め指定している。現状では、想定される避難者等に対し十分な能力（情報通信設備、収容スペース、物資の備蓄等）があるとはいえない状況にあり、地域防災拠点の充実、機能強化、備蓄物資の配備等を行う必要がある。 ・コミュニティ防災拠点は、町と地域が協働して災害対策を行う拠点として、町と住民が協働して管理することを前提に、避難所、自主避難所を指定している。これらの施設は、災害発生後速やかに、また長期的に使用される可能性があり、被災者の保護・支援を行う場となるが、十分な機能（情報通信設備、物資の備蓄等）があるとはいえないため、改善の必要がある。 ・地域防災拠点、コミュニティ防災拠点ともに、必要に応じて適切な施設を指定するよう見直す必要がある。
活動指標	・地域防災拠点及びコミュニティ防災拠点の防災機能 ↑
取組内容 （実施時期）	<ol style="list-style-type: none"> ①地域防災拠点（庁舎以外）及び地域コミュニティ拠点（避難所）の充実・機能強化、指定見直しを行う（毎年） ②避難に係る防災拠点の整備を図り、災害時の食糧備蓄も行うよう検討する（平成 26～28 年度） ③官民で災害に強い物流体制について協議し、災害時の物資集積拠点施設の整備等、災害に強い物流システムを検討、構築することを目指し、(1)町の物資集積拠点施設の課題・問題点を整理、(2)今後の改善策の庁内検討、(3)民を含めた協議の実施、(4)官民による災害に強い物流システムの検討、(4)構築の手順で行う（平成 26 年度～） ④地域の人口、地形、災害に対する安全性等及び想定される地震の諸元に応じ、施設管理者の同意を得た上で、指定緊急避難場所及び指定避難所を予め指定するため、(1)各避難場所、避難所の安全性検証、

第3部 災害予防計画

目標2 災害に強い組織・体制をつくる

政策4 災害に備えた施設・設備をつくる

	<p>(2)施設管理者協議、(3)指定の手順で実施する。</p> <p>⑤広域的な災害に備え、広域一次避難の必要性を検討し、近隣の市町村の協力を得て、近隣市町村内に指定緊急避難場所を指定するため、(1)広域一次避難の必要性を検討、(2)近隣市町村との協議、(3)指定緊急避難場所の指定の手順で実施する。</p>
--	---

事業 No36. 避難経路を明確にし、周知を図る

事業名	避難経路を明確にし、周知を図る
主管部署 (関連部署)	危機管理 G (各 G)
実施目的	災害時の避難経路を明確にし、周知を図ることで、災害時の住民が円滑に避難できるようにする。
現状と課題	<ul style="list-style-type: none"> ・町内の道路はほぼ舗装工事が完了しているため、自宅から避難場所までの避難経路は住民等が自ら設定することが現実的である。ただし、津波避難に関しては、早急な避難が必要であるため、幹線道路を中心として町が明確に指定すると共にそこに至るまでの避難経路は住民が自ら設定することにより、津波による被害を防ぐための適切な避難行動を実現できるようにする必要がある。 ・地震等については、一般的には行政が特定の道路を避難路として指定すると認識されていると思われるため、住民自らも避難経路の検討、設定が必要であることの周知徹底を行う必要がある。
活動指標	<ul style="list-style-type: none"> ・避難経路の検討・設定に関する播磨わくわく講座実施回数 ↑ ・街区表示板の設置 完了
取組内容 (実施時期)	<ul style="list-style-type: none"> ①津波避難目標地点までの津波避難に係る複数の経路を、各自住民で設定できるよう、ハザードマップ等を活用し周知を行う。(平成 30 年度～) ②住民自らが避難経路の検討・設定ができるよう周知・支援する(毎年) ③新たに避難所等を見直した場合には、当該表示板設置位置で想定される災害と避難の方向がわかるよう表示する(平成 25 年～)

施策 No13. 防災資機材を整備する

事業 No37. 資機材の整備・使用訓練を行う

事業名	資機材の整備・使用訓練を行う
主管部署 (関連部署)	危機管理 G
実施目的	資機材の整備・使用訓練を行うことで、災害時に円滑な防災活動を行えるようにする。
現状と課題	<ul style="list-style-type: none"> ・現在、町で保有している資機材は、従前の被害想定に基づくものであり、種類・量ともに不足している。そのため、必要な資機材を調査・検討し、資機材整備計画の策定し、順次整備を行う必要がある。 ・多くの職員、住民等にとって、防災用の資機材は日常的に使用するものではないため、いざという時に円滑・安全に資機材を活用できない恐れがあるだけでなく、怪我等二次災害の危険性がある。そのため、災害時に資機材を円滑に使用できるよう、また取扱いを間違えることによる怪我等を防止するため、資機材の使用訓練を行う必要がある。
活動指標	<ul style="list-style-type: none"> ・資機材整備計画の進捗 ↑ ・職員向けの資機材使用訓練の実施（回数） ↑ ・住民向けの資機材使用訓練の実施（回数） ↑
取組内容 (実施時期)	<ol style="list-style-type: none"> ①必要となる資機材を整理し、整備計画を策定する（平成 26 年度） ②資機材整備計画に基づく整備を行う（平成 27～29 年度） ③資機材の使用訓練を行い、習熟を図る（毎年）

施策 No14. 備蓄（食料・生活物資・飲料水等）を整備する

事業 No38. 食料・生活物資等を備蓄する

事業名	食料・生活物資等を備蓄する
主管部署 (関連部署)	危機管理 G
実施目的	災害対応に必要な食料・生活物資等を調査・検討し、備蓄計画の策定を行う。
現状と課題	<ul style="list-style-type: none"> ・災害発生直後から物資（支援物資）が調達できるようになるまでの間は、備蓄物資で対応する必要がある。町で保有している食料・生活物資等は、従前の被害想定に基づくものであり、種類・量ともに不足している。また、現在の備蓄倉庫は、従前の被害想定に基づく物資を収納するだけで飽和状態であり、これ以上の収納は見込めない。そのため、実際に備蓄物資を配備するとともに、それを収納する備蓄倉庫を整備する必要がある。 ・食料等の備蓄については、近年課題となっている食物アレルギーにも配慮し、老若男女問わず対応できるよう配慮する必要がある。 ・現在、災害対策要員向けの備蓄は整備されておらず、大規模災害が発生した場合、必要な食料等物資が調達できず、災害対応が機能不全を起こす可能性がある。そのため、災害対策要員向けの食料・生活物資の備蓄を行う必要がある。 ・避難所における新型コロナウイルス感染症を含む感染症の感染拡大を防止するため、マスク、消毒液等の物資の備蓄を行う必要がある。
活動指標	<ul style="list-style-type: none"> ・備蓄倉庫整備率（備蓄計画に基づく物資量に占める収納能力の割合） ↑ ・住民向けの備蓄率（備蓄計画値に対する備蓄数量の割合） ↑ ・災害対策要員向けの備蓄率（備蓄計画値に対する備蓄数量の割合） ↑
取組内容 (実施時期)	<ol style="list-style-type: none"> ①必要となる食料等を整理し、備蓄計画を更新する（平成 30 年度～） ②備蓄計画に基づき必要となる備蓄倉庫の検討、整備を行う（平成 26 年度） ③備蓄計画に基づき必要な物資の備蓄を行う（平成 27 年度以降毎年） ④賞味期限・使用期限の管理を行い、適宜更新を行う（毎年）

政策5 災害に備えた組織・体制を維持・向上させる

施策 No15. 職員への防災研修・訓練を行う

事業 No39. 職員一人ひとり及び組織の防災に関わるスキルアップのための研修を行う

事業名	職員一人ひとり及び組織の防災に関わるスキルアップのための研修を行う
主管部署 (関連部署)	危機管理 G (総務 G)
実施目的	職員一人ひとり及び組織の防災に関わるスキルアップのための研修を行うことで、災害対応に当たる職員及び組織の対応能力を高め、より円滑・適切な災害対応が実施できるようにする。
現状と課題	平時からの災害予防計画を適切に遂行するためにも、災害時の円滑な応急対応を行う上でも、職員一人ひとりの資質が重要となるため、多くの職員が防災に関わる知識を深め、対応のスキルアップを図っておくことが求められている。しかし、職員一人ひとりが防災に関わるスキルアップを図る機会は多くはなく、参加する機会があっても、防災担当者を中心に限られている。更には、通常業務を遂行しながら、防災担当者以外の職員一人ひとりがスキルアップするのは容易なことではない。そのため、職員一人ひとりのスキルアップを推進する一方で、職員全体を対象とした研修会を実施したり、外部の研修会等で得た知見を組織で共有させるなど、組織としての対応能力を向上させる必要がある。
活動指標	<ul style="list-style-type: none"> ・職員への研修の実施回数と参加者数 ↑ ・外部機関への研修への参加者数 ↑ ・ひょうご防災リーダーの称号をもつ職員数 ↑
取組内容 (実施時期)	<ul style="list-style-type: none"> ①職員への研修を行う（職場内研修）ことを目指し、(1)研修方法の検討、(2)研修の実施の手順で実施する（職場内研修）（毎年） ②ひょうご防災リーダーの育成を行う（毎年） ③有用と思われる外部の研修等に積極的に参加し、知見を深める（毎年）

事業 No40. 災害時に備えた職員向けの防災訓練を行う

事業名	災害時に備えた職員向けの防災訓練を行う
主管部署 (関連部署)	危機管理 G (各 G)
実施目的	災害時に備えた防災訓練を行うことで、円滑な災害対応が可能となるよう、マニュアルの確認・検証を行う。
現状と課題	<ul style="list-style-type: none"> ・「日頃できないことは、災害時にもできない」と言われている。災害対応業務は日常的に実施する業務ではないため、訓練は繰り返し行わなければ身につけることは難しいが、現在実施している訓練は、危機管理グループが事務局となっており、実施回数には限界がある。そのため、職員向けの防災訓練は、災害対策本部の全部局で実施する訓練と、各部局長が主導して部局単位で実施する訓練を組み合わせ、より有意義な訓練を行う必要がある。 ・町役場を含め、町が管理する公共施設における利用者がいる昼間等に災害が発生した場合、町は利用者の安全確保を行う必要があるが、そのための訓練が十分かどうかは把握できていない。また、近年の公共施設は指定管理者による運営が行われている場合も多いため、日頃からの防災訓練を通じて、災害対応時の連携を図っておく必要がある。
活動指標	<ul style="list-style-type: none"> ・災害対策本部の全部局で実施する防災訓練の実施回数 年1回以上 ・災害対策本部の各部局を単位として実施する防災訓練の実施回数 年1回以上 ・公共施設における避難訓練の実施回数 ↑
取組内容 (実施時期)	①公共施設を含めた災害対策本部訓練の充実化を図るため、(1) 防災訓練の企画検討、(2) 訓練の実施の手順で実施する (毎年)

施策 No16. 防災に関する情報収集・調査等を行う

事業 No41. 課題検討や災害対策本部運営を効率的に行うため、ICT等の導入・活用を検討する

事業名	課題検討や災害対策本部運営を効率的に行うため、ICT等の導入・活用を検討する
主管部署 (関連部署)	危機管理 G (企画 G)
実施目的	ICT等の導入・活用を検討し、課題検討や災害対策本部の運営を効率的に行う。
現状と課題	災害対応に関わる各種データを整理、可視化することが、課題検討や災害対策本部運営を効率的に行うために有効であることが指摘されている。しかし、これまでの課題検討や災害対策本部の運営は、紙媒体中心で行われており、災害対応は常に情報が変化し、情報の更新頻度が高いことを考慮すると、紙媒体中心の対応では限界がある。そのため、平時及び災害時の対応に備えて、ICT等の導入・活用を検討する必要がある。
活動指標	・特に無し
取組内容 (実施時期)	①諸課題の検討や災害対策本部運営等に活用するため、ICT等の導入を検討する。(1)ICT等に関連する課題整理、(2)先進事例調査、(3)ICT等導入検討の手順で実施する(平成26年度～)

事業 No42. 災害特性を把握し、可視化する手法を検討する

事業名	災害特性を把握し、可視化する手法を検討する
主管部署 (関連部署)	危機管理 G
実施目的	災害特性を把握し、可視化する手法を検討し、行政と住民で地域の災害特性を共有することで、災害発生時の被害を軽減させる。
現状と課題	町の自然環境や社会環境を理解し、また発生しやすい災害を把握することは、被害を軽減するうえで重要である。これらを把握し、行政と住民で共有するためには、文字情報だけではなく、地図情報等の可視化手法を用いたハザードマップを作成するなどして、視覚に訴えることが有効であると言われている。一方で、東日本大震災等過去の災害において、ハザードマップの功罪が指摘されている。これはハザードマップにおいても、あくまで数ある中のひとつのシミュレーション結果(特定の災害)を前提としていることが原因であり、そうしたハザードマップの性質への理解を得る必要がある。その上で、シミュレーションと異なる被害が発生した場合でも対応できるようなハザードマップを作成するよう工夫を凝らす必要がある。
活動指標	・ハザードマップの適宜更新
取組内容 (実施時期)	①ハザードマップの事例研究を行い、知見を深める(平成26年度) ②新たな被害想定とこれまでの調査研究結果に基づき、ハザードマップに修正の必要が生じた場合は修正を行う(適宜)

事業 No43. 事前復旧・復興計画の策定に向け、先進事例の研究を行う

事業名	事前復旧・復興計画の策定に向け、先進事例の研究を行う
主管部署 (関連部署)	危機管理 G
実施目的	事前復旧・復興計画の策定に向け、先進事例の研究を行うことで、災害発生後の迅速な復旧・復興に取り組めるようにする。
現状と課題	大規模災害が発生した場合でも、いち早く立ち直り、まちの活力を取り戻すために、先進地では様々な事前復興の取り組みが進められている。阪神・淡路大震災や東日本大震災の復旧・復興において、元の生活に戻すための事業に力を注ぐことに注力するのか、災害前と全く同じ社会に戻る事は不可能であることから「よりよい社会を創り出す契機」と捉えて新しい街づくりを行うかは、議論が分かれたところである。本町の防災は、まだ予防対策と応急対策の範囲にとどまっているが、これだけでは大規模な災害が発生した場合、復興のビジョンを示すことができず、復興が遅れることが懸念され、これにより人口減少や企業の撤退が発生する可能性がある。そのため、本町においても、災害に伴う人口減少、企業の撤退を可能な限り回避する必要がある、このための取り組みとして事前復旧・事前復興の取り組みを進める必要がある。
活動指標	・特に無し
取組内容 (実施時期)	①先進事例の研究を行い、事前復興計画の策定の準備を進めるため、 (1)事前復興計画の事業化検討、(2)事業化、(3)計画の策定の手順で実施する（平成30年度～）

事業 No44. 補助制度を研究・活用する

事業名	補助制度を研究・活用する
主管部署 (関連部署)	危機管理 G
実施目的	補助制度を研究・活用し、災害予防計画の各種事業を実施する。
現状と課題	防災行政のニーズは高まりを見せているが、それに反して町の財政状況は硬直化していく状況にあり、多様な事業を独力で行うことが困難になりつつある状況である。一方、これまで本町では防災行政分野での補助制度等の積極的な活用はなされておらず、ノウハウが不足している状況にある。そのため、予防計画の各種事業を実施し、本町の財政的負担をできるだけ低減するためにも、補助制度等の研究・活用を行う必要がある。
活動指標	・予防計画の各事業における補助制度等の活用 ↑
取組内容 (実施時期)	①国・県の補助制度を研究し、予防計画の実施の際に活用する（平成25年度～）

施策 No17. 防災会議等の開催を行う

事業 No45. 防災会議に多様な立場の委員の参画を図る

事業名	防災会議に多様な立場の委員の参画を図る
主管部署 (関連部署)	危機管理 G
実施目的	防災会議に多様な立場の委員の参画を図り、平時及び災害時の円滑な対応に役立てる。
現状と課題	東日本大震災の教訓を踏まえた災害対策基本法の改正（平成 24 年 6 月 27 日公布・施行）において、「地域防災計画に多様な意見を反映できるよう、地方防災会議の委員として、自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者を追加すること」が明記された。また、平成 24 年度の策定した本町の防災理念「みんなの力で災害に強いはりまをつくる」を達成するためにも、地域の生活者の意見を取り入れる体制とすることが必要である。これまでの播磨町防災会議の構成は、防災関係機関が中心であり、地域住民の立場を代表する委員が不在であった。このことから、防災会議に多様な立場の委員の参画を図る必要がある。なお、防災会議委員の多様化を図る一方で、大規模になりすぎると会議が形骸化する（闊達な議論になりにくい）という問題もあることから、適当な規模となるよう配慮する必要がある。（現在の委員数は会長を除くと 35 名である）
活動指標	防災会議委員の構成比 <ul style="list-style-type: none"> ・ 防災会議条例第 3 条第 5 項第 1 1 号及び第 1 2 号による委員の割合 ↑ ・ 女性の委員の割合 ↑ ・ 自主防災組織に属する者の委員の割合 ↑
取組内容 (実施時期)	①防災会議に多様な立場の委員の参画を図る（毎年）

事業 No46. 地域防災計画・水防計画の適切な見直しを図る

事業名	地域防災計画・水防計画の適切な見直しを図る
主管部署 (関連部署)	危機管理 G
実施目的	地域防災計画・水防計画は、適宜時点修正や法改正対応、新たな知見を盛り込みながら見直しを図ることで、災害時の対応に支障を来たすおそれがないようにする。
現状と課題	町の地域防災計画は、根拠法令である災害対策基本法やその他関連法令の改正、上位計画である兵庫県地域防災計画の修正、研究成果等による新たな知見の発生に併せて、適宜修正を行う必要がある。また、地域防災計画・水防計画はページ数が多く、文章量も多いため、住民等には読みづらいと思われるため、可能な限り読みやすいものとする必要がある。
活動指標	・町防災会議での計画修正の審議 1回以上実施
取組内容 (実施時期)	①地域防災計画・水防計画の適切な見直しを図る（毎年）

事業 No47. 災害予防計画の進捗を報告し、検証する

事業名	災害予防計画の進捗を報告し、検証する
主管部署 (関連部署)	危機管理 G
実施目的	町防災会議に、災害予防計画の進捗を報告し、検証することで、PDCAサイクルを運用させ、地域防災力を向上させる。
現状と課題	町の災害対応体制等が有効に機能するかどうかは、災害が起こってみなければわからないが、起こってから機能せず、被害が発生してしまっでは取り返しが付かない。町に出来る事は、平時から取組む災害予防計画を着実に実施し、災害に備えることだけである。現在は予防計画の進捗を評価するための仕組みがなく、また進捗を計測するための指標にも乏しい。そのため、平時から災害予防計画を遂行し、防災会議に予防計画の進捗状況を報告することで、計画倒れになることを防ぐPDCAサイクルを運用する体制・仕組みを構築する必要がある。
活動指標	・町防災会議での報告 1回以上実施
取組内容 (実施時期)	①危機管理監のもと平時の災害予防計画を実施する（毎年） ②播磨町防災会議等で災害予防計画の進捗と検証結果を報告し、必要に応じて是正処置を実施する（毎年）

政策6 個別事案への予防対策を充実させる

施策 No18. 水防対策を充実させる

事業 No48. 雨水が一気に流れ出ないようにするための対策を行う

事業名	雨水が一気に流れ出ないようにするための対策を行う
主管部署 (関連部署)	上下水道 G (住民 G)
実施目的	雨水の流出抑制などを行い河川等への負担を軽減し、また、雨水の浸透による水循環の回復を図る
現状と課題	都市化の進展に伴い、大雨の際には今まで地面にしみ込んでいた雨水が、短時間に集中して水路や河川に流れ込むようになっている。兵庫県総合治水条例の基本理念を踏まえた治水対策の充実を図るとともに、ため池をはじめとする官地・民地における一時貯留機能の向上を図る必要がある。
活動指標	・一時貯留量 ↑
取組内容 (実施時期)	①水利組合にため池の事前放流を依頼する（毎年） ②播磨町開発指導要領における雨水対策の充実を図る（平成26年～） ③「ためる対策」を推進する（毎年）

事業 No49. 雨水排水施設を整備する

事業名	雨水排水施設を整備する
主管部署 (関連部署)	上下水道 G (土木 G)
実施目的	雨水排水施設を整備することで、近年頻発する局地的な豪雨で発生する内水氾濫による被害を軽減させる
現状と課題	近年、浸水しやすい地域における宅地化の進展や下水道の計画規模を大きく上回る集中豪雨の頻発により、内水氾濫の被害リスクが増大し、被害も深刻化している。
活動指標	・下水道による都市浸水対策の達成率 ↑
取組内容 (実施時期)	①雨水排水施設を整備する（毎年）

事業 No50. 水害時に円滑に避難できる仕組みづくりを行う

事業名	水害時に円滑に避難できる仕組みづくりを行う
主管部署 (関連部署)	危機管理 G (企画 G)
実施目的	水害時に円滑に避難できる仕組みづくりを行い、水害時の被害を軽減させる。
現状と課題	<ul style="list-style-type: none"> ・災害から身の安全を図るには、住民等が適切な避難行動をとれることが重要である。これを実現するため、避難指示等の各種避難情報の位置づけや浸水想定区域の周知に努め、それに伴う適切な避難行動の周知を行う必要があるが、避難指示等の各種避難情報の位置づけが住民等に正しく理解されているとは言い切れない状況があり、防災安心ネットはりまの登録者数も伸び悩んでいる。 ・災害の種類ごとに望ましい避難行動は異なるが、これについても周知徹底ができていない。 ・災害情報を住民に確実に伝達するため、伝達手段の周知とあわせて多様化を図る必要がある。
活動指標	<ul style="list-style-type: none"> ・播磨わくわく講座等を活用した周知人数 ↑ ・水防法第15条第3項の規定による避難計画の作成率 ↑ ・災害情報を住民等に伝達する仕組みの数 ↑
取組内容 (実施時期)	<ol style="list-style-type: none"> ①播磨わくわく講座等を活用し、避難指示等避難情報の位置づけと浸水想定区域の周知を行う（毎年） ②水防法第15条第3項の規定による避難計画の作成等を該当施設に求め、必要に応じ作成を支援するため、(1)水防法第(1)(5)条第(3)項の規定に該当する施設の抽出、(2)支援方法の検討、(3)支援の実施の手順で実施する（毎年） ③住民に適切な避難行動を周知する（毎年） ④災害情報を住民等に伝達する仕組みの周知を行うと共に多様化の検討を行う（毎年） ⑤浸水想定区域内の避難経路等の避難体制整備の推進を図るため、(1)浸水想定区域内の要配慮者施設の抽出、(2)避難経路、避難場所の検討、(3)避難体制整備の手順で実施する。

事業 No51. 水防訓練を行う

事業名	水防訓練を行う
主管部署 (関連部署)	危機管理 G (土木 G・上下水道 G)
実施目的	水防訓練を行い、災害時に地域と行政が連携して円滑に水防活動に取り組めるようにする。
現状と課題	<ul style="list-style-type: none"> ・水防活動においては、気象情報を活用する等、今後の状況のある程度予測することが可能である。今後は、一層これらの情報を元に、住民等と連携しながら対応を進めていく必要がある。 ・特に災害対策要員向けの水防訓練は、避難指示等の適切な発令のため、重点的に実施する必要がある。
活動指標	<ul style="list-style-type: none"> ・災害対策要員向け水防訓練の実施回数 年1回以上 ・自主防災組織向け土のう工法等訓練の実施回数 年1回以上
取組内容 (実施時期)	<ul style="list-style-type: none"> ①災害対策要員向けに水防訓練を行う（毎年） ②自主防災組織向けに土のう工法等の訓練を行う（毎年）

施策 No19. 火災予防対策を充実させる

事業 No52. 消防に関する機器・装備等を整備強化する

事業名	消防に関する機器・装備等を整備強化する
主管部署 (関連部署)	危機管理 G
実施目的	消防に関する機器・装備等を整備強化し、火災の早期発見、初期消火が可能となるようにする。
現状と課題	<ul style="list-style-type: none"> ・火災の早期発見、初期消火のために必要な消防用設備等については、基準に基づく適切な設置、適正な維持管理及び取扱訓練の指導を行い、初期消火体制の確認及び初期消火技術の向上を促進する必要がある。 ・災害時に使用する機器・装備は十分といえないため、自主防災組織や避難所にも適応した機器・装備の整備を検討する必要がある。
活動指標	<ul style="list-style-type: none"> ・消防用設備等の取扱訓練実施回数 ↑ ・災害時対応機器・装備の充実 ↑
取組内容 (実施時期)	<ul style="list-style-type: none"> ①消防用設備等の設置促進及び知識・技術の普及を図る（毎年） ②消火栓及び消火栓用ホース格納箱の設置・維持管理を適切に行う（平成30年度～）

事業 No53. 火災に関する訓練・啓発活動を行う

事業名	火災に関する訓練・啓発活動を行う
主管部署 (関連部署)	危機管理 G (加古川市東消防署（播磨分署）、消防団)
実施目的	火災に関する訓練・啓発活動を行い、火災予防及び初期消火に関する知識を普及させ、火災発生時の被害を軽減させる。
現状と課題	播磨分署の署員による防火訓練や播磨町消防団女性分団の啓発劇を通しての啓発活動を実施している。今後も消防署や消防団女性分団等の防火関係団体を通じて防火知識の浸透を推進するとともに、事業所、学校、自治会等地域団体などを対象に防火講習会を行い、防火意識の普及を図る必要がある。
活動指標	・防火に関する講習会、講演会等の実施 →
取組内容 (実施時期)	①防火に関する講習会、講演会等を実施するため、(1)講習会、講演会の企画検討、(2)講習会、講演会実施の周知、(3)講習会、講演会実施の手順で実施する（平成30年度～）

施策 No20. 津波災害予防対策を充実させる

事業 No54. 津波情報の伝達・避難方法を確立する

事業名	津波情報の伝達・避難方法を確立する
主管部署 (関連部署)	危機管理 G
実施目的	津波情報の伝達・避難方法を予め検討することで、津波による犠牲を避ける。
現状と課題	<ul style="list-style-type: none"> ・津波避難において、行政による避難誘導等の支援は間に合わないことが想定されるため、住民一人ひとりが適切に避難行動を行えるよう、住民への津波避難の考え方の周知については既に取り組みを進めている。しかし、認識の低い住民や津波避難ビルの位置づけ等を誤解している住民もいることが予想されることから、啓発・訓練を行う必要がある。 ・本町の標高分布や津波想定との誤差等について住民が正確な認識を持っていない傾向が見られ、さらに啓発し、訓練を実施する必要があるが、十分に実施できていない。 ・釣り客やプレジャーボートの利用者等については、情報伝達手段に限られる。
活動指標	<ul style="list-style-type: none"> ・播磨わくわく講座を活用した津波に関する啓発 ↑ ・津波避難訓練の実施 年1回以上 ・自主防災組織等の自主的な津波避難訓練の実施 ↑ ・海拔表示板の設置箇所数 ↑ ・釣り客やプレジャーボートの利用者等へのラジオの携帯の呼びかけ ↑ ・漁船の避難ルールの整理・共有 実施
取組内容 (実施時期)	<ol style="list-style-type: none"> ①住民への津波に関する啓発活動を行う（毎年） ②津波避難訓練を行う（毎年） ③自主防災組織等の自主的な津波避難訓練を促進し、支援する（毎年） ④海拔表示板を津波浸水想定区域を中心に設置する（毎年） ⑤釣り客やプレジャーボートの利用者等にはラジオの携帯を呼びかけるなどの情報伝達手段を確保する（平成25年度～） ⑥漁業組合と連携して、津波発生時の体制について協議する（平成30年度～）

事業 No55. 防潮施設の整備・管理体制を確立する

事業名	防潮施設の整備・管理体制を確立する
主管部署 (関連部署)	危機管理 G (土木 G)
実施目的	防潮ゲートを中心とした防潮施設の整備・管理体制を予め検討し、津波の被害を軽減させる。
現状と課題	これまでの訓練による実績では、全ての防潮ゲートを閉鎖するには約1時間を要している（あらかじめ訓練参加者には開始時刻を周知している）。このため、適切かつ安全に防潮ゲートを閉鎖するための対策を講じる必要がある。
活動指標	<ul style="list-style-type: none"> ・防潮ゲート等海岸施設の維持・管理 → ・防潮ゲートの閉鎖操作の訓練の実施 年1回以上 ・防潮ゲートの常時閉鎖箇所（廃止箇所） ↑ ・防潮ゲートの閉鎖作業の効率化検討 ↑
取組内容 (実施時期)	<ul style="list-style-type: none"> ①防潮ゲート等海岸施設を維持・管理する（毎年） ②防潮ゲートの閉鎖操作の習熟訓練を実施する（毎年） ③防潮ゲートの常時閉鎖箇所を増やし、場合によっては廃止するため、利害関係者と協議・調整する（平成30年度～） ④防潮ゲートの閉鎖作業の効率化に向けた検討を行う（平成30年度～）

施策 No21. 危険物等災害予防対策を充実させる

事業 No56. 危険物施設等の予防対策を行う

事業名	危険物施設等の予防対策を行う
主管部署 (関連部署)	危機管理 G
実施目的	危険物施設等の予防対策を予め検討することで、事故や自然災害に伴う二次災害を防ぎ、または軽減させる。
現状と課題	町には臨海部の工場地帯を中心に多くの危険物がある。危険物施設はそれぞれ取扱い事業者が設置、管理していることから、町が直接関与できる部分が少なく、情報が不足しており、事故や自然災害に伴う二次災害を防ぎ、または軽減するための対応に限界がある。そのため、取扱い事業者、関係機関と連携し予防対策を講じることが必要である。
活動指標	・取扱い事業者等との連携（訓練の実施、情報交換） ↑
取組内容 (実施時期)	①取扱い事業者や兵庫県や加古川市消防本部等の関係機関と連携し、訓練、情報交換等を行うため、(1)連携する関係機関の抽出、(2)訓練、情報交換内容の検討、(3)訓練、情報交換の実施の手順で行う。 (毎年)

事業 No57. 放射性物資の拡散に備えた対策を実施する

事業名	放射性物資の拡散に備えた対策を実施する
主管部署 (関連部署)	危機管理 G
実施目的	原子力発電所等の事故など、放射性物資の拡散に備えた対策を予め検討し、被害の軽減を図る。
現状と課題	町は原子力発電所から 30 k m 圏域外にあるため、法的な原子力災害対策計画を策定する義務はないが、東日本大震災と福島第一原子力発電所の事故の教訓を踏まえ、不測の事態が発生した場合に備え、原子力災害対応力の強化を図る必要がある。ただし、30 k m 圏外の地域に関する原子力災害に対する具体的な計画は定まっておらず、今後の国及び県の動向を踏まえて、随時検討していく必要がある。
活動指標	・原子力災害対応に関する勉強会の開催数 ↑
取組内容 (実施時期)	①国及び県の動向を踏まえた、原子力災害対応に関する勉強会を開催する。(平成 26 年度～)

施策 No22. 臨海部等における孤立対策を充実させる

事業 No58. 臨海部等の企業・団体等との連携を強化する

事業名	臨海部等の企業・団体等との連携を強化する
主管部署 (関連部署)	危機管理 G (企画 G)
実施目的	臨海部等の企業・団体等との連携を強化し、災害時には適切に二次災害の発生を抑止し、被害を軽減させる。
現状と課題	臨海部に立地する企業・団体等は、本町の財政・雇用、地域経済に大きな影響を与えている。企業・団体等の防災対策は自助努力に頼っているのが現状であるが、適切に行政との役割分担を行う必要がある。一方、防災関係においては、企業・団体等と本町の接点が乏しいため、円滑な連携がとりにくい現状にある。そのため、新島連絡協議会等に行政が防災関係の課題を継続的に協議できる窓口を設置し、相互に連携をとりつつ対策を推進する必要がある。
活動指標	・企業・団体等との協議回数 年1回以上
取組内容 (実施時期)	①新島連絡協議会等との防災対策協議を実施する（平成25年度～）

事業 No59. 臨海部への災害時情報伝達手段の多様化を図る

事業名	臨海部への災害時情報伝達手段の多様化を図る
主管部署 (関連部署)	危機管理 G
実施目的	臨海部への災害時情報伝達手段の多様化を図ることで、臨海部企業の二次災害を防ぎ、かつ円滑な避難を行えるようにする。
現状と課題	臨海部において防災行政無線が整備されているものの、内陸と比較して局数が少なく、また工業地帯が主であるため操業中は騒音も大きく、従業員が明瞭に聞き取れる環境ではないと思われる。一方、工場では、避難を開始する前に操業を停止する等二次災害防止の対策を行う必要があることから、災害情報はいち早く伝達する必要がある。このため、新島連絡協議会等との防災対策協議を通じて、音声によらない情報伝達の手段も含めて協議し、多様化を図る必要がある。
活動指標	・特に無し
取組内容 (実施時期)	①臨海部等への災害情報の伝達手段について検討し、確保するため、(1)伝達先、伝達範囲の検討、(2)伝達手段、方法の検討、(3)伝達手段の確保の手順で実施する（平成30年度～）

事業 No60. 臨海部における物資の備蓄体制を確立する

事業名	臨海部における物資の備蓄体制を確立する
主管部署 (関連部署)	危機管理 G
実施目的	臨海部における物資の備蓄体制を予め検討することで、臨海部企業の防災対応力を高める。
現状と課題	臨海部、特に新島・東新島は人工島であるため、連絡橋が被害を受けた場合は孤立する可能性がある。一方、これらの地域には特段行政による備蓄等は行っておらず、各事業所の自助努力によっている。そのため、新島連絡協議会等との防災対策協議を通じて、臨海部等災害により孤立する可能性のある地域についての備蓄方法について検討する必要がある。
活動指標	・各事業所内の備蓄状況 ↑
取組内容 (実施時期)	①各事業所における備蓄を促進するため、(1)備蓄品目、数量の検討、 (2)備蓄促進方法の検討、(3)備蓄計画への追記で実施する (毎年) ②新島の企業に備蓄を依頼する (平成 30 年度～)

事業 No61. 人工島連絡橋の改修・修繕の促進、代替手段を検討する

事業名	人工島連絡橋の改修・修繕の促進、代替手段を検討する
主管部署 (関連部署)	危機管理 G
実施目的	人工島連絡橋の改修・修繕の促進、代替手段を予め検討することで、臨海部等の災害時の孤立を防ぐ。
現状と課題	・連絡橋は県道に指定されており、平成 25 年度は県による耐震性等の調査が行われ、その結果に応じて所要の改修・修繕等が実施されている。 ・町としては、連絡橋が機能を失った場合における代替を確保しておく必要がある。
活動指標	・新島への連絡橋の強化を図るよう県へ働きかける 年 1 回以上
取組内容 (実施時期)	①県に対して新島への連絡橋の強化を図るよう働きかける (毎年) ②孤立地域へのアクセスルートやライフライン等寸断への対策 (代替手段) を検討するため、(1)孤立集落地の抽出、(2)対策 (代替手段) の検討を行う (平成 30 年度～) ③災害時の情報収集手段として設置した、橋梁監視カメラを維持管理する。(毎年)

政策 7-1 応急対策の備えを充実させる（事務局）

施策 No23. 災害時の情報収集・伝達対策を充実させる

事業 No62. 情報伝達方法・体制を充実させ、取扱いの習熟を図る

事業名	情報伝達方法・体制を充実させ、取扱いの習熟を図る
主管部署 (関連部署)	危機管理 G
実施目的	災害時の情報伝達方法・体制を充実させ、取扱いの習熟を図ることで、災害発生時に住民に対して迅速な情報伝達が出来るようにする。
現状と課題	災害時において住民への情報の伝達は重要であり、町では、情報伝達の主な手段として、防災行政無線（同報系・移動系）、全国瞬時警報システム（Jアラート）、防災安心ネットはりま、Lアラート（災害情報共有システム）等を活用できる体制がある。 これらの機器の取扱いに習熟した職員を増やし、多くの職員が適切に情報伝達を行えるようにする必要がある。
活動指標	・機器取扱訓練の実施 →
取組内容 (実施時期)	①防災行政無線の取扱・放送訓練を行う（毎月） ②防災行政無線以外の通信手段の使用訓練や講習会を行う（毎年） ③災害時に使用する情報収集・伝達手段を日常業務でも使用する（毎年）

事業 No63. 職員の安否確認体制を確立する

事業名	職員の安否確認体制を確立する
主管部署 (関連部署)	危機管理 G (総務 G)
実施目的	災害時の職員の安否確認体制を予め検討することで、災害時の職員の安否確認、参集の可否を迅速に把握できるようにする。
現状と課題	・職員の安否確認は、災害時の応急対策活動を迅速かつ的確に実施できるような体制を組むためや、参集してこない職員の安否を確認するためにも重要である。現状では、防災安心ネットはりまを通じたメール配信を基本としているが、確実に情報収集・伝達が行えるよう職員の緊急連絡手段を複数整備（携帯電話＋固定電話など）する必要がある。
活動指標	・安否情報の伝達訓練・参集訓練の実施回数 ↑
取組内容 (実施時期)	①職員に対して速やかに連絡を行い、非常参集が迅速に行えるようにするため、所属職員の住所録、電話簿、メールアドレス等を常に更新・整備する（毎年） ②安否情報の伝達訓練・参集訓練を実施する（毎年）

事業 No64. 情報収集方法・体制を充実させる

事業名	情報収集方法・体制を充実させる
主管部署 (関連部署)	危機管理 G
実施目的	災害時の情報収集方法・体制を予め検討することで、災害発生時に迅速な情報収集を行い、二次災害等を軽減させる。
現状と課題	参集途上に職員が見聞きした情報は、災害の概況を把握する上で重要である。現在も職員に対して、参集途上の状況を観察し、報告することとしており、そのための様式も準備しているが、それが徹底できていない。そのため、職員に対し、参集途上に情報収集及び報告要領等を周知確認しておくことにより、迅速かつ確実に被害状況を把握する必要がある。
活動指標	・職員に対する参集途上における情報収集及び報告要領等の周知 年1回以上
取組内容 (実施時期)	①職員に対して、参集途上における情報収集及び報告要領等を周知する（毎年）

施策 No24. 災害時の広報・広聴活動対策を充実させる

事業 No65. 広報・広聴活動体制を確立する

事業名	広報・広聴活動体制を確立する
主管部署 (関連部署)	企画 G (危機管理 G)
実施目的	行政体制や外部機関との連携検討や広報用機材・方法の整備を図ることで、災害時に正確な情報をいち早く提供できるようにする。
現状と課題	<p>広報部門の担当部署は確立されているものの、災害時に担当職員が不在となるケースも考えられる。そのため、少ない職員の中、非常時にどのような体制を整えることができるか整理する必要がある。</p> <p>災害時は、町内の避難所、在宅被災者への広報とともに、町外への避難者にも町の情報を提供する必要がある。ホームページでの情報提供・収集は、電力や通信等のサーバー等の設備環境により発信できない可能性もあり、SNS の活用等、複数の情報発信・収集手段を整備する必要がある。また、報道機関を通じた情報提供の重要性は、過去の災害教訓からも指摘されており、報道機関との連携や報道方法について、予め検討しておく必要がある。</p> <p>広報・広聴の対象者には、外国人や視覚障害者、聴覚障害者等の要配慮者もいるため、的確な対応が行えるように関係団体等と連携体制を整備する必要がある。</p>
活動指標	・ 広報マニュアルを用いた防災訓練の実施回数 ↑
取組内容 (実施時期)	① 災害時の広報・広聴活動の実施体制を整える（平成 30 年度～）

施策 No25. 要配慮者（外国人）への支援対策を充実させる

事業 No66. 災害前・災害時における外国人への支援体制を確立する

事業名	災害前・災害時における外国人への支援体制を確立する
主管部署 (関連部署)	企画 G (危機管理 G)
実施目的	町内の外国人への支援体制を予め検討することで、災害時の外国人の安全を確保する。
現状と課題	現状では、外国人への防災情報の提供が充実しているとは言えず、防災訓練への外国人の参加が少ない。災害時に頼りになるのは地域住民であるが、外国人支援のためのネットワークは構築されていないため、今後、自主防災組織や国際交流協会等の協力を得ながら、地域住民の外国人支援対策を構築していく必要がある。
活動指標	・外国人の自治会への加入数 ↑ ・防災訓練への外国人参加数 ↑
取組内容 (実施時期)	①外国人と地域住民との交流の場を設けるよう国際交流協会と協力し、防災訓練等を実施する（毎年） ②多言語での防災情報の提供体制を整える（随時）

施策 No26. 被害認定調査、罹災証明の発行対策を充実させる

事業 No67. 家屋被害認定士を育成する

事業名	家屋被害認定士を育成する
主管部署 (関連部署)	税務 G
実施目的	家屋被害認定士を育成することで、災害により被災した住家の被害程度を適切かつ速やかに把握、認定することにより、速やかな被災者支援を実現する。
現状と課題	現在の町の家屋被害認定士数は22名である。調査可能な棟数は1日当たり1班2人で約20棟といわれている。播磨町地域防災計画での被害想定における全半壊家屋が3,280棟であること等を踏まえると他市町からの支援を受け入れたとしても圧倒的に不足している状況にある。
活動指標	・家屋被害認定士数 ↑ ・家屋被害認定調査の経験者数 ↑
取組内容 (実施時期)	①家屋被害認定士養成研修の依頼があれば積極的に参加する（随時） ②他市町での災害において家屋被害認定に関する支援の要請があれば可能な限り対応し、経験を積む（随時）

事業 No68. 罹災証明発行体制を確立する

事業名	罹災証明発行体制を確立する
主管部署 (関連部署)	税務 G (危機管理 G)
実施目的	家屋被害認定士以外でも円滑に被害認定が行えるように、また被災者支援を迅速に行うため、マニュアルの策定に取組み、罹災証明の発行の迅速化を図る
現状と課題	家屋被害認定調査を迅速に行うためには、その基礎資料となる家屋評価図面等が必要となるが、現在は建築年次別かつ大字別に整理されており、事前準備に手間取る可能性がある。 また、家屋被害認定の要領やその結果に基づく罹災証明の発行についても、危機管理グループでのみ対応してきたため、ノウハウが共有されておらず、大規模災害には対応できないという問題もある。
活動指標	・家屋被害認定の実施及び罹災証明の発行マニュアルの講習会等の実施回数 →
取組内容 (実施時期)	①家屋被害認定の実施マニュアルを作成する（平成25～26年度） ②罹災証明の発行マニュアルを作成し、それに基づく講習会等を実施する（平成30年度～）

施策 No27. 生活再建支援対策を充実させる

事業 No69. 生活再建支援対策を充実させる

事業名	生活再建支援対策を充実させる
主管部署 (関連部署)	福祉 G (危機管理 G、すこやか環境 G、会計 G)
実施目的	予め災害時の生活再建支援対策を検討することで、災害時に迅速な対応を行えるようにする。
現状と課題	近年、町では小規模な被災経験が中心のため、大規模災害時に備えた生活再建支援対策の経験が不足している。南海トラフ地震や山崎断層帯による大規模災害に備え、他自治体等における過去の災害被害の教訓から、住民連絡相談窓口の一本化や被災者支援システムの活用訓練、復旧・復興の優先順位など、対策を検討する必要がある。 また、町では「播磨町災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年3月30日条例第6号）」や「播磨町災害見舞金等の支給に関する規則（昭和52年12月24日規則第9号）」を制定している。これらの他に、災害時における義援金やその他の生活再建支援策について、予め学ぶ必要がある。
活動指標	・生活再建支援対策に備えた勉強会の開催（年1回）
取組内容 (実施時期)	①生活再建支援対策に備えた勉強会を開催する。そのため、(1)勉強会の企画検討、(2)勉強会の開催を行う（平成26年度～）

事業 No70. 住民に災害時の生活再建支援に関する啓発を図る

事業名	住民に災害時の生活再建支援に関する啓発を図る
主管部署 (関連部署)	危機管理 G
実施目的	住民に災害時の生活再建支援に関する啓発を図ることで、住宅復興への備え、災害時の円滑な理解と対応が出来るようにする。
現状と課題	・フェニックス共済や地震保険への加入促進を図ることで、住宅復興の際の資金の問題も軽減することが可能である。 ・災害時に円滑な被災者の支援を行うには、住民側の理解と協力も重要である。これには、あらかじめ住民が災害時の生活再建支援に関する理解を深めることも重要であり、その啓発に努める必要がある。
活動指標	・フェニックス共済への加入数 ↑ ・播磨わくわく講座を活用した生活再建支援に関する啓発 ↑
取組内容 (実施時期)	①フェニックス共済（兵庫県住宅再建共済制度）の普及、加入促進を図る（毎年） ②被災者生活再建支援金などの行政支援策について、平時から啓発する。そのため、(1)啓発活動内容の検討、(2)啓発活動の実施を行う（毎年） ③地震保険への加入等について啓発する（毎年）

施策 No28. 災害時帰宅困難者への支援対策を充実させる

事業 No71. 帰宅困難者対策の体制を確立する

事業名	帰宅困難者対策の体制を確立する
主管部署 (関連部署)	危機管理 G
実施目的	帰宅困難者対策の体制を予め検討することで、災害時の混乱や二次的被害を軽減させる。
現状と課題	<ul style="list-style-type: none"> ・東北地方太平洋沖地震の教訓や、国、県や他市町また民間企業の先進事例から、帰宅困難者等対策は、まず、帰宅困難者等の発生を抑制することが重要であり、「むやみに移動を開始しない」という基本原則の徹底を図ることが不可欠である。そのため、個人や事業所、そして町が組むべき基本的事項を定めた「一斉帰宅抑制の基本方針」を策定し、企業等における従業員等の施設内待機やそのための備蓄の推進、家族等との安否確認手段の確保等の取組を進めていく必要がある。 ・新島や沿岸部の企業、また運行不能になった鉄道等から、徒歩で帰宅する人の対策を講じる必要がある。また、時間帯によっては仮眠できる施設を確保する必要がある。
活動指標	<ul style="list-style-type: none"> ・臨時受入施設の指定 ↑ ・帰宅困難者対策の啓発・訓練の実施 ↑
取組内容 (実施時期)	<p>①一斉帰宅抑制の基本方針、臨時受入施設の検討、関係機関と連携した安否確認の周知や災害関連情報提供方法、また、トイレ等の提供のための体制整備、加えてこれらの実施訓練方法について検討を行い、帰宅困難者対策マニュアルを策定する。このマニュアル策定のため、(1)マニュアル策定の事業化検討、(2)事業化、(3)策定を行う（平成30年度～）</p> <p>②帰宅困難者向けの物資の備蓄に向けた検討を行う（平成26年度～）</p>

政策7-2 応急対策の備えを充実させる（社会基盤部）

施策 No29. 交通規制・緊急輸送対策を充実させる

事業 No72. 交通規制・緊急輸送対策体制を確立する

事業名	交通規制・緊急輸送対策体制を確立する
主管部署 (関連部署)	土木 G (危機管理 G)
実施目的	災害時の交通規制・緊急輸送体制を予め検討することで、災害時の迅速な対応を可能にする。
現状と課題	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急輸送のための拠点として、町内の県道本荘平岡線、一般国道 250 号を緊急輸送道路、望海公園・秋ヶ池運動場をヘリコプター臨時離着陸場適地として指定している。これらの箇所については、町が率先して情報収集にあたり、関係機関と連携して、優先的に障害物の除去や交通規制を行う必要がある。 ・避難者や救援物資輸送のための車両の確保や輸送方法の検討、鉄道など民間事業者への輸送要請等について、予め協議しておく必要がある。
活動指標	・輸送に関する協定数 ↑
取組内容 (実施時期)	<ol style="list-style-type: none"> ①緊急時の交通支障箇所の情報収集方法・体制を検討する（毎年） ②輸送用車両等（民間事業者等との災害時応援協定の締結含む）を確保する（毎年） ③町公用車を緊急通行車両として事前届出を行う（平成 26 年度～）

施策 No30. 建物、宅地等の応急危険度判定対策を充実させる

事業 No73. 応急危険度判定の組織体制を確立する

事業名	応急危険度判定の組織体制を確立する
主管部署 (関連部署)	都市計画 G
実施目的	災害時の応急危険度判定の組織体制を予め検討することで、被災時に迅速な応急危険度判定を実施する。
現状と課題	災害時には、被災した建築物の二次的災害を防止するために、応急危険度判定士が兵庫県被災建築物応急危険度判定協議会、兵庫県被災宅地危険度判定協議会と連携し、所定のマニュアルに則り、応急危険度判定を実施することになっている。ただし、応急危険度判定士はボランティアの建築士であり、町内在住の応急危険度判定士は少なく、登録数も伸び悩んでいる。そのため、町職員が認定講習会等を受講し、自らで実施できる体制を確立する必要がある。
活動指標	<ul style="list-style-type: none"> ・ 応急危険度判定士（建築物、宅地）の登録者数 ↑ ・ 職員の講習会、訓練への参加回数・人数 ↑
取組内容 (実施時期)	①兵庫県被災建築物応急危険度判定協議会、兵庫県被災宅地危険度判定協議会主催の講習会、訓練へ参加する（毎年）

施策 No31. 給水対策を充実させる

事業 No74. 給水対策体制を確立する

事業名	給水対策体制を確立する
主管部署 (関連部署)	上下水道 G
実施目的	災害時の給水対策体制を予め検討することにより、災害時の通常給水の早期回復と計画的な応援給水等を行う。
現状と課題	町では、「播磨町水道災害対応行動指針」を策定し、災害時の対策を定めている。また、担当職員が少数のため、広大な応援活動に対しては日水協兵庫県支部による他市町及び水道組合と連携する必要があるため、兵庫県・県下市町・日水協兵庫県支部災害相互応援協定を締結している。一方で、状況によっては外部からの支援が困難な場合も想定されるため、自治会や消防団などの応援体制を構築する必要がある。給水用資材については、年次的に購入し、備蓄している。資材（铸铁管・給水袋）の耐用年数が課題である。財政収支をみながら適正に購入することや、緊急資材ネットワークを活用する必要がある。
活動指標	<ul style="list-style-type: none"> ・兵庫県水道災害相互応援に関する協定連絡会等への参加数 → ・水道災害相互協定第10条に基づく訓練実施数 →
取組内容 (実施時期)	<ul style="list-style-type: none"> ①播磨町水道災害対応行動指針を充実化させる（毎年） ②兵庫県水道災害相互応援に関する協定連絡会等に出席する ③水道災害相互協定第10条に基づき、東播磨ブロックで実施される訓練に参加する

施策 No32. 公共インフラ等被害の応急処置対策を充実させる

事業 No75. 緊急時の公共インフラ等の点検復旧体制を確立する

事業名	緊急時の公共インフラ等の点検復旧体制を確立する
主管部署 (関連部署)	土木 G (上下水道 G)
実施目的	緊急時の公共インフラ等（道路、橋梁、水道、下水道、河川、漁港、海岸、ため池、農業土木施設、宅地、電気、ガス、通信等）の点検復旧体制を予め検討することで、災害発生時に被災箇所を速やかに確認し、応急措置を行い、二次災害等を防ぐ。
現状と課題	<ul style="list-style-type: none"> ・町が直接的に管理する公共インフラとしては、道路、水道、下水道、公園等がある。その他、町を流れる喜瀬川・水田川の河川は兵庫県、海岸は兵庫県と町の海岸管理者、漁港は町の漁港管理者、ため池は水利組合等が管理している。そのため、緊急時には、道路等の点検とともに、各管理者と連絡・協力体制を構築するとともに、一般住民からの通報窓口等を整備する必要がある。 ・毎月1回、職員による道路パトロールを行っており、平時の道路に関する点検方法は確立されている。これを基本とし、緊急時の公共インフラ等の点検等復旧体制を整備する必要がある。 ・応急措置のための資機材として、土木 G、上下水道 G ともに簡易な応急措置材料は常備しているが、定期的に在庫の点検を行う必要がある。 ・道路内には上水道、下水道、電気、ガスなど道路占用物があるため、毎年、道路占用調整協議会を行っている。緊急時に各事業者と連絡が取れるよう、インフラの管理者と事前協議し、緊急連絡網等を作成する必要がある。
活動指標	・道路占用調整会議の開催（年1回）
取組内容 (実施時期)	<ol style="list-style-type: none"> ①緊急時の公共インフラ等の点検復旧体制を整備する（平成26～27年度） ②定期的に、常備材料の点検を行う（毎年） ③道路占用調整会議で防災に関する事前協議を行い、連絡網を作成する（平成26年度）

事業 No76. 道路、水道、下水道施設に関する台帳資料等の整備・連携を図る

事業名	道路、水道、下水道施設に関する台帳資料等の整備・連携を図る
主管部署 (関連部署)	土木 G (上下水道 G)
実施目的	道路・水道・下水道施設に関する台帳（調書、一般図、施設平面図）の整備・連携を図ることで、被害時の調査及び復旧の作業を円滑に行う。
現状と課題	<ul style="list-style-type: none"> ・道路台帳は整備済だが、緊急時などに道路の状況を記入、表示する機能がないため、災害時に対応できるように、改良が可能かどうか検討する必要がある。 ・下水道・水道施設に関する台帳はすでに電子化しており、施設管理システムが稼働している。今後は、施設の新設、更新に伴う施設管理システムのデータ構築が必要となる。
活動指標	・特に無し
取組内容 (実施時期)	①各台帳（道路、水道、下水道）の整備、充実を図る（毎年） ②各台帳の連携を検討する（平成25年度～）

施策 No33. 仮設住宅の建設・供給対策を充実させる

事業 No77. 応急仮設住宅建設等の事前対策を検討する

事業名	応急仮設住宅建設等の事前対策を検討する
主管部署 (関連部署)	都市計画 G (危機管理 G、福祉 G)
実施目的	応急仮設住宅建設等の事前対策を予め検討することで、災害時の迅速な応急仮設住宅建設や避難者の居住場所の確保を行う。
現状と課題	<ul style="list-style-type: none"> ・大規模災害時には、家屋等を失った住人が避難所での収容生活をすごすことになる。しかし、避難所は、災害直後における混乱時に避難しなければならない者を一時的に受け入れるものであることから、自らの資力では住宅を確保することが出来ない者に対して、簡単な住宅を仮設し、一時的な居住の安定を図る必要がある。応急仮設住宅は、災害救助法に則り、建設は県が実施し、管理は町で行うことになるため、業界の協力を得られるように努めるとともに、予め建設可能な土地を把握しておく必要がある。なお、仮設住宅の建設候補地としては、北池広場、城池広場を選定している。 ・応急仮設住宅建設の他に、状況に応じて公営住宅等の空き室を提供するなど既存施設を活用することも検討する必要がある。
活動指標	・特に無し
取組内容 (実施時期)	<p>① 応急仮設住宅建設予定地について必要に応じて選定・見直しを行う（毎年）</p> <p>② 大規模災害時における民間賃貸住宅の被災者への提供等に関する協定を締結している兵庫県と連携する（毎年）</p>

政策 7-3 応急対策の備えを充実させる（住民環境部）

施策 No34. 遺体の火葬対策を充実させる

事業 No78. 遺体対策体制を確立する

事業名	遺体対策体制を確立する
主管部署 (関連部署)	住民 G
実施目的	遺体対策体制を予め検討しておくことで、災害時の迅速で的確な遺体対策を行う。
現状と課題	<p>災害により緊急的に、職員が遺体を取り扱う必要に迫られる可能性がある。</p> <p>（遺体安置場所について）町内に遺体を安置できる場所はなく、「ひじり苑」に安置室があるが、大規模災害が発生した場合には不足すると考えられる。そのため、大規模災害時の遺体収容場所や、町内寺院や葬儀業者と遺体の一時安置所を設置できるように予め調整しておく必要がある。</p> <p>（埋葬について）埋葬に必要な資機材等の事前準備や職員が取り扱い方法に熟練することは難しいため、災害救助法に基づく取り扱いルールに則った上で、民間葬祭業者等との取り決めをしておく必要がある。</p> <p>また、稲美町と共同運営する加古郡衛生一部事務組合「ひじり苑」は一日の火葬処理能力は7体である。ひじり苑の被災状況や災害の規模等によっては、遠隔地への移送方法を勘案しつつ相互応援協定の締結を検討する必要がある。</p>
活動指標	・遺体安置場所の確保箇所数 ↑
取組内容 (実施時期)	<p>①遺体安置場所を確保する（毎年）</p> <p>②埋葬に関する民間葬祭業者や遠隔地斎場等との相互応援協定を推進する（毎年）</p>

施策 No35. 食料・生活物資・飲料水等の供給対策を充実させる

事業 No79. 食料・生活物資等の調達・供給体制を確立する

事業名	食料・生活物資等の調達・供給体制を確立する
主管部署 (関連部署)	住民G
実施目的	食料・生活物資等の調達・供給体制を予め確立することで、発災後速やかに供給する。
現状と課題	町内では、農家数の減少などから、農家が備蓄する米飯の数量は減少している。 町の住民向けの食料の備蓄は発災後3日程度で、以降は流通備蓄を融通することとしているが、町域も狭小で、取り扱い事業所数も少ない。 なお、住民用備蓄については危機管理Gが被害想定に応じた備蓄を行っている。 住民には、食料、生活必需品の備蓄を3日分行うように啓発している。
活動指標	・備蓄物資・協定等の確認（年1回）
取組内容 (実施時期)	①備蓄物資や既に締結している緊急物資の供給、飲料水等の確保等の協定を確認する（毎年）

施策 No36. 要配慮者（高齢者等）への支援対策を充実させる

事業 No80. 避難行動要支援者避難支援計画（全体計画）を策定・見直し・推進する

事業名	避難行動要支援者避難支援計画（全体計画）を策定・見直し・推進する
主管部署 （関連部署）	危機管理 G （福祉 G）
実施目的	避難行動要支援者避難支援計画（全体計画）を PDCA サイクルで推進し、災害時の被害を少しでも軽減させる。
現状と課題	避難行動要支援者避難支援計画の全体計画（播磨町災害時要援護者支援計画）及び個別計画の作成の手引きを策定したが、その後、毎年の実施状況把握等を行っていない。そのため、計画の進捗状況を確認するための仕組みや組織を整える必要がある。
活動指標	・ 検証会議の実施回数 ↑
取組内容 （実施時期）	①避難行動要支援者避難支援計画（全体計画）を策定・見直し・推進する（平成 26 年度～）

事業 No81. 避難行動要支援者名簿を整備する

事業名	避難行動要支援者名簿を整備する
主管部署 （関連部署）	福祉 G （危機管理 G）
実施目的	避難行動要支援者名簿を整備・更新することで、災害時の迅速な救助・支援に役立てる。
現状と課題	町では、災害対策基本法に基づく避難行動要支援者名簿を整備している。現状では、3年に1度調査を行い、同意方式により名簿情報を更新する予定である。ただし、最新の情報を把握するためには、3年に1度の更新では要支援者の状況変化に対して把握漏れが発生する懸念がある。そのため、避難行動要支援者名簿に変更が生じた場合の本人及び家族から連絡が入るよう、3年に1度の調査時に、変更が生じた場合の連絡方法等を記載するなど工夫しながら更新する必要がある。
活動指標	・ 避難行動要支援者の登録・更新数 ↑
取組内容 （実施時期）	①避難行動要支援者名簿の更新を行うとともに、名簿の活用に支障が生じないよう名簿情報の適切な管理を行う（平成 30 年度～）

事業 No82. 地域での避難行動要支援者避難支援計画（個別計画）の策定を支援する

事業名	地域での避難行動要支援者支援計画（個別計画）の策定を支援する
主管部署 （関連部署）	福祉 G （危機管理 G）
実施目的	地域での避難行動要支援者支援計画（個別計画）の策定を支援することにより、多くの自治会における共助の仕組みを構築し、災害時の迅速な救助・支援に役立てる
現状と課題	避難行動要支援者支援計画（個別計画）は、モデルとして1自治会において策定したが、その後実施自治会が増えていない。個別計画自体は地域の協力で策定する必要がある、行政から一方的に策定を強制することは困難である。そのため、個別計画の策定が進むよう、既に個人で取り組める要配慮者支援対策として行っている救急医療情報キットの配布の取組みと連携させるなど、取組みへの工夫が必要である。また、策定された個別計画については、要支援者の状況の変化、ハザードマップの更新、避難方法の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新する必要がある。
活動指標	・個別計画策定自治会数 ↑ ・救急医療情報キットの配布数 ↑
取組内容 （実施時期）	①個別計画策定のためのマニュアルの更新・改定有無の必要性を確認し、適宜、更新・改定を行う（平成30年度～） ②個別計画の策定に係る県のモデル事業を経て町の事業として実施し、社会福祉協議会とともに取り組む地域の拡大を図る（毎年）

事業 No83. 要配慮者への医療対策体制を確立する

事業名	要配慮者への医療対策体制を確立する
主管部署 （関連部署）	福祉 G （危機管理 G）
実施目的	要配慮者への医療対策体制を予め検討することで、災害時の被害を少しでも軽減させる。
現状と課題	要配慮者の中には在宅で在宅酸素吸入器等を利用し、災害時に医療的支援を必要とされる方もいるため、災害時での対応を迅速にするためにも、現状を把握しておく必要がある。現状では、呼吸機能障害の障害を持つ方は、把握できているが、在宅酸素吸入器を利用しているかまでは把握できていない。
活動指標	・在宅酸素利用者の台帳記載数 ↑
取組内容 （実施時期）	①要配慮者名簿（避難行動要支援者名簿）を最新のものにするため、3年に一度対象者全員に実施する調査項目に在宅酸素利用の有無等を加える（平成26年度～）【完了済】

施策 No37. 災害時医療対策を充実させる

事業 No84. 初動医療体制を確立する

事業名	初動医療体制を確立する
主管部署 (関連部署)	すこやか環境 G
実施目的	予め災害時の初動医療体制を検討することで、災害時に迅速に医療機関・医師会と連携し、必要な方に応急処置を行う。
現状と課題	初動医療体制については、救護所の設置や救護班の編成、必要物品等について、情報共有がされていないのが現状である。そのため、今後出動について医師会と協議し、要請方法や活動方法、必要物品について検討が必要である。
活動指標	・初動医療体制に関わる連絡調整会議の開催（年1回）
取組内容 (実施時期)	①初動医療体制を確立する（平成26年度～）

施策 No38. 保健衛生対策を充実させる

事業 No85. 健康及び心のケア対策体制を構築する

事業名	健康及び心のケア対策体制を構築する
主管部署 (関連部署)	すこやか環境 G
実施目的	予め災害時の精神科救急医療体制を検討することで、災害時に迅速に兵庫県や医師会、医療機関と連携して対応する。
現状と課題	連携が必要な機関とどのように連携するか協議がなされておらず、健康及び心のケア対策体制が不十分である。
活動指標	・精神科救急医療体制に関わる連絡調整会議の開催（年1回）
取組内容 (実施時期)	①健康及び心のケア対策体制を構築する（平成26年度～）

事業 No86. 感染症防止対策体制を構築する

事業名	感染症防止対策体制を構築する
主管部署 (関連部署)	すこやか環境 G (保険年金 G)
実施目的	予め災害時の感染症防止対策を検討することで、災害時に迅速な対応を行う。
現状と課題	防疫活動については、担当が各グループにまたがるが、情報共有ができていない。 防疫や感染症予防についての知識が、町職員間で共有できているかは不明である。
活動指標	・感染症防止対策に関わる連絡調整会議の開催（年1回）
取組内容 (実施時期)	①感染症防止対策体制を構築する（平成26年度～）

施策 No39. 災害廃棄物対策を充実させる

事業 No87. 災害時のし尿処理体制を確立する

事業名	災害時のし尿処理体制を確立する
主管部署 (関連部署)	すこやか環境 G
実施目的	予め災害時のし尿処理体制を検討することで、災害時に迅速に衛生状態の悪化を防ぐ。
現状と課題	<ul style="list-style-type: none"> ・し尿収集業務は、委託業者 1 社に委託しているが、災害時の業務等具体的な取り決めはされていない。 ・仮設トイレの確保についても検討する必要がある。
活動指標	<ul style="list-style-type: none"> ・確保可能な仮設トイレ数 ↑ ・非常時にし尿収集運搬を委託できる業者数 ↑
取組内容 (実施時期)	<p>①し尿収集委託業者と災害時の協力体制について調整し、あらかじめ協定を締結する。そのために、(1)し尿収集委託業者のリストアップ、(2)個別協議、(3)締結を行う（平成 30 年度～）</p> <p>②災害時のし尿処理体制を確立する（平成 26 年度）</p>

事業 No88. 災害時の廃棄物処理体制を確立する

事業名	災害時の廃棄物処理体制を確立する
主管部署 (関連部署)	すこやか環境 G
実施目的	災害時の廃棄物処理体制を予め検討することで、災害時に廃棄物の収集・保管・処理を迅速に実施する。
現状と課題	<ul style="list-style-type: none"> ・災害廃棄物は、町が有する通常の廃棄物の収集・運搬・処分能力を越す量となる。このため、廃棄物処理についての協力事業者を確保する必要がある。また、応援体制が整うまでの間、町独自で廃棄物処理体制を立ち上げなければならず、装備品やマニュアル等を整備する必要がある。 ・廃棄物処理施設は臨海部にあるため津波により完全に機能を消失した際の対応を考慮する必要がある。 ・現行の地域防災計画では災害発生後、保管場所を調達することと定めているが、一時にして大量発生することが想定される災害廃棄物について、一時保管可能なスペースの選定及びその優先順位付けがなされていない。このことから、災害廃棄物を一時保管する都市公園や民有地等の候補地をあらかじめ検討しておく必要がある。
活動指標	<ul style="list-style-type: none"> ・装備品やマニュアルの整備率 ↑ ・保管場所候補地数 ↑
取組内容 (実施時期)	<p>①災害時の廃棄物処理体制を確立する（平成 26 年度～）</p> <p>②保管候補予定地の選定及び優先順位、調整・協定書等を締結するため、(1)保管候補予定地の選定方法、優先順位決定方法の検討、(2)保管候補予定地の選定、(3)優先順位の検討、(3)保管候補予定の協定書等の締結調整、(4)締結の実施の手順で実施する（平成 30 年度～）</p>

事業 No89. 災害時の化学物質対策を確立する

事業名	災害時の化学物質対策を確立する
主管部署 (関連部署)	すこやか環境 G (危機管理 G)
実施目的	予め災害時の化学物質対策を検討することで、被災した事業所等から流出した化学物質・危険物による二次災害を最小限に食い止める。
現状と課題	各事業所で保管・使用している化学物質等については、関係法令により把握している行政機関が複数にわたり、また、事業活動に関わるため、町単独で事前に全ての情報を把握するのは困難である。そのため、関係機関同士の連携を図り、化学物質の対処方法等の情報を把握する必要がある。
活動指標	・連絡体制を調整した事業所数 ↑
取組内容 (実施時期)	①災害時の化学物質対策を確立する（平成26年度～） ②流出した危険物、事業所の瓦礫等の回収方法、保管場所等を検討するため、(1)回収、保管に関する課題整理、(2)先進事例調査、(3)回収方法・保管場所の検討の手順で実施する（平成30年度～）

政策7-4 応急対策の備えを充実させる（教育避難支援部）

施策No40. 住民避難の支援対策を充実させる

事業No90. 避難所の開設・運営体制を確立する

事業名	避難所の開設・運営体制を確立する
主管部署 (関連部署)	教育総務G (学校教育G)
実施目的	避難所の開設・運営体制を予め確立しておくことで、災害時にスムーズな避難所の開設・運営を行う。
現状と課題	避難所の現状（避難範囲、備品など）は、担当者があらかじめ把握できていない状況であるため、早急な現状把握を実施する必要がある。また、避難所運営マニュアルが未作成の避難所については早急に作成するとともに、避難所開設・運営に必要な知識を有することが必要である。
活動指標	・避難所運営マニュアル作成済み避難所数 ↑ ・連絡会議・研修の実施回数 ↑
取組内容 (実施時期)	①避難所運営マニュアルを作成する（平成25年度～） ②避難事業にかかわる担当者間の連絡会議（研修、点検、マニュアルの改訂含む）を開催する（毎年）

事業No91. 自主避難所の開設・運営体制を確立する

事業名	自主避難所の開設・運営体制を確立する
主管部署 (関連部署)	生涯学習G
実施目的	自主避難所の開設・運営体制を予め検討することで、災害時において避難者を自主避難所に迅速に受け入れる。
現状と課題	自主避難所として指定している施設は、災害時における開設は可能だが、運営体制等がマニュアル化されていない。
活動指標	・マニュアルを活用した訓練実施数 ↑
取組内容 (実施時期)	①マニュアルを活用した訓練を実施する（毎年） ②訓練結果により必要に応じたマニュアルの改訂を行う（毎年）

事業 No92. 避難所の設備・機能を充実させる

事業名	避難所の設備・機能を充実させる
主管部署 (関連部署)	教育総務 G (学校教育 G)
実施目的	実際の避難者の受入を想定した設備・機能を充実させることで、災害時にスムーズな避難所の開設・運営を行う。
現状と課題	現状の把握ができていないため、各避難所にあるべきものを早急に検討し、必要であれば予算化し、充実を行う必要がある。また、「避難所の開設・運営体制を確立する」で示した避難所運営マニュアル等の作成と併せて、必要な資機材等を整備する必要がある。
活動指標	・避難所の設備 ↑
取組内容 (実施時期)	<ul style="list-style-type: none"> ①受水槽の耐震化（地震時緊急遮断弁を設置し、災害時の飲料水を確保する）（平成31年度～令和3年度） ②断水時のトイレ及び水源の確保（避難所付近に断水時でも使用可能なトイレを整備）（令和4年度） ③太陽光発電設備への自立運転機能の付加（停電時でも使用可能な電源を確保）（令和3年度～令和4年度） ④トイレの洋式化（高齢者でも利用することができるように改修）（令和2年度～令和3年度） ⑤多目的トイレの整備（避難所に多目的トイレを整備し、身体障がい者に配慮する。）（令和2年度～令和3年度）

施策 No41. 教育機関の災害応急対策を充実させる

事業 No93. 学校園の防災計画の充実・連携を強化する

事業名	学校園の防災計画の充実・連携を強化する
主管部署 (関連部署)	学校教育 G (教育総務 G)
実施目的	各学校園において防災計画（マニュアル）を充実させ、連携を強化することで、学校園における防災能力を向上させる。
現状と課題	学校園と町では、年2回、播磨町防災教育推進連絡会議を開催しているが、防災対策は各学校の独自性に任せているところが強い。今後継続して、毎年度末に見直しを図り、4月に策定するなど、有効なP→D→C→Aサイクルを確立するとともに、各学校園間での連携を強化する必要がある。
活動指標	・各学校園における防災計画（マニュアル）の見直し報告率 ↑
取組内容 (実施時期)	①各学校園への防災計画（マニュアル）の見直し結果を町に報告してもらい、協働して対策に取り組む（平成26年度～） ②年2回の播磨町防災教育推進連絡会議において、校園長会等での協議事項として定期的に取り上げていく（平成26年度～）

事業 No94. 学校園における業務継続機能を高める

事業名	学校園における業務継続機能を高める
主管部署 (関連部署)	学校教育 G (教育総務 G)
実施目的	学校園における業務継続機能を高め、災害時に避難所等としての役割や早期の学校再開を果たせるようにする。
現状と課題	学校園は災害時に避難所等として活用されることが期待されることから、一時的に教育の実施が停止する可能性がある。特に教室の避難者利用、校庭等への仮設住宅建設は学校再開へ影響を及ぼす。そのため、過去の災害の教訓から、学校再開に向けた手順の確認や、使用場所についての一応の優先順位の事前協議など、災害時の学校園における業務継続（業務の優先度、使用場所ルールなど）の視点から、学校防災計画を見直す必要がある。
活動指標	・学校防災計画への業務継続の観点を反映した学校園数 ↑
取組内容 (実施時期)	①学校園と協働して、学校園の業務継続の観点から、学校防災計画を見直す（平成26年度～）

事業 No95. 学校園での避難訓練・子どもの引渡し訓練を実施する

事業名	学校園での避難訓練・子どもの引渡し訓練を実施する
主管部署 (関連部署)	学校教育 G (教育総務 G)
実施目的	学校園での避難訓練・子どもの引渡し訓練を通じて、災害時における子どもの安全を守る。
現状と課題	学校園における避難訓練は、マニュアルに沿った訓練が実施できているが、授業中以外の災害発生を想定した訓練を継続して行う必要がある。 また、災害時の子どもの引渡し訓練における家庭の協力体制はほぼ確立されているが、真の災害発生時に保護者の状況に想定外が当然考えられ、災害時に子どもが引き渡せない状況における対応策を継続的に検討する必要がある
活動指標	・避難訓練の実施回数 ↑ ・引渡し訓練への参加率 ↑
取組内容 (実施時期)	①学校園と協働して避難訓練を行う、また、避難訓練の前後に園児児童生徒に対し、防災教育を行う（毎年） ②学校園と協働して、引渡し訓練を行う、また、引渡し訓練実施時に保護者に対する啓発及び緊急時の対応について研修を行う（毎年）

事業 No96. 文化財の災害対策を充実させる

事業名	文化財の災害対策を充実させる
主管部署 (関連部署)	播磨町郷土資料館
実施目的	文化財の災害対策を充実させることで、町文化財管理・所有者の防火・防災・盗難等への意識を高め、貴重な文化財を適切に管理する。
現状と課題	(1)町文化財(建造物)の防火訓練が適時行われておらず、耐震化も進んでいない。 (2)貴重な文化財(美術工芸品)の保存・管理が十分できていない。 (3)災害時、大中遺跡公園への一時避難者に対し、緊急援助ができる体制が整備されていない。
活動指標	・町指定文化財管理者研修会への参加者数 ↑ ・町文化財管理者連絡会への参加者数 ↑ ・全国文化財防火デー(1月26日)に実施する防火訓練への参加者数 ↑
取組内容 (実施時期)	①町文化財管理者連絡会及び研修会を開催する(毎年1回) ②全国文化財防火デー(1月26日)又はその前後に防火訓練を実施する(毎年1箇所)

目標3 災害に強いまちをつくる

政策8 緊急事業等を推進し、優先的に災害に強いまちづくりを行う

施策 No42. 地震防災緊急事業を推進する

事業 No97. 地震防災緊急事業五箇年計画の策定に当たり積極的に意見を提出する

事業名	地震防災緊急事業五箇年計画の策定に当たり積極的に意見を提出する
主管部署 (関連部署)	危機管理 G (各 G)
実施目的	地震防災緊急事業五箇年計画の策定に当たり積極的に意見を提出し、災害に強いまちとする。
現状と課題	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県が作成する地震防災緊急事業五箇年計画に本町の実施する事業が盛り込まれれば、財政的支援等のメリットが期待できる場合がある。このため、積極的に意見を提出し、本町の事業を地震防災緊急事業五箇年計画に盛り込むよう働きかける必要がある。現状の予防計画では具体的な事業案に乏しく、地震防災緊急事業五箇年計画に盛り込めるものも限られている。このため、将来的に実施する予定の事業も可能な限り具体的に検討しておく必要がある。 ・ 地震防災緊急事業五箇年計画に盛り込まれた事業を適切に実施する必要がある。
活動指標	・ 地震防災緊急事業五箇年計画に盛り込まれた事業 ↑
取組内容 (実施時期)	①地震防災緊急事業五箇年計画に盛り込める事業を全庁的に把握する(毎年) ②地震防災緊急事業五箇年計画に盛り込まれた事業を適切に実施する(適宜)

施策 No43. 消防防災施設等の整備を推進する

事業 No98. 消防防災施設等の整備を推進する

事業名	消防防災施設等の整備を推進する
主管部署 (関連部署)	危機管理 G
実施目的	備蓄倉庫並びに耐震性防火水槽の整備を推進し、災害に強いまちとする。
現状と課題	公共施設には、必ずしも備蓄倉庫や耐震性防火水槽が設置されているとは限らないため、必要に応じて施設を整備する必要がある。整備にあたっては、消防防災施設整備費補助金等を活用する。
活動指標	<ul style="list-style-type: none"> ・ 備蓄倉庫の数 ↑ ・ 耐震性防火水槽の数 ↑
取組内容 (実施時期)	①学校やコミュニティセンター等の公共施設に備蓄倉庫並びに耐震性防火水槽の設置を進めるほか、大規模地震発生時には水道の断滅水によって消火栓が使用できなくなる可能性が高いことから、その他の場所においても耐震性防火水槽の設置促進を図るため、(1)耐震性防火水槽が必要となる地区の抽出、(2)耐震性防火水槽の設置場所検討、(3)耐震性防火水槽の設置の手順で実施する（平成30年度～）

政策9 個別事業を推進し、着実に災害に強いまちづくりを行う

施策 No44. 都市の防災構造を強化する

事業 No99. 都市計画マスタープランに基づく都市防災を推進する

事業名	都市計画マスタープランに基づく都市防災を推進する
主管部署 (関連部署)	都市計画 G
実施目的	都市計画マスタープランに基づく都市防災を推進し、災害につよいまちを作る。
現状と課題	都市計画は、都市を健全に発展させる等の目的のもとで土地利用や都市施設、市街地開発事業等を計画する制度で、防災も重要な課題としている。町では、平成24年3月に都市計画マスタープランを策定し、「都市防災に関する方針」として①防災ネットワーク、地域防災拠点、避難路の形成、②耐震化・不燃化対策、③治水安全性等の強化、④住民との協働による防災まちづくりの推進を掲げており、これらの方針に沿って各種事業を推進していく必要がある。
活動指標	・特に無し
取組内容 (実施時期)	①都市計画マスタープランに基づく各種事業を推進する（平成25年度～）

事業 No100. 地籍調査の推進を図る

事業名	地籍調査の推進を図る
主管部署 (関連部署)	都市計画 G
実施目的	地籍調査の推進を図り、災害復旧の迅速化を図る。
現状と課題	平成22年度より実施している地籍調査について、新島・東新島地区の工場エリアの調査が終了し、平成27年度より内陸部の住居エリアの調査が進んでいる。現状、大きなトラブルもなく順調に調査は進んでいるが、昨今問題となっている所有者不明土地のほか、住民の土地に対する権利意識による境界トラブルなど、調査の進捗に影響を及ぼす事象の発生が今後懸念される。引き続き、調査の必要性、特に災害復旧の迅速化において調査の実施の有無は大きな要因となることを周知し、調査を進める必要がある。
活動指標	・地籍調査の実施面積 ↑
取組内容 (実施時期)	①地籍調査を推進する（平成25年度～）

事業 No101. 災害時に倒壊等のおそれのある老朽建築物の対策を検討する

事業名	災害時に倒壊等のおそれのある老朽建築物の対策を検討する
主管部署 (関連部署)	都市計画 G、土木 G、すこやか環境 G、危機管理 G
実施目的	老朽建築物の対策を検討することで、災害時の倒壊等による被害を軽減させる。
現状と課題	災害時に倒壊等の恐れがある老朽建築物は、必要に応じて所有者に対し取り壊しを促す等対策を講じる必要がある。ただ、これらの建物の多くが私有財産であり、行政が一方的に対策を講じることが困難である点や、老朽建築物の危険性の判定基準、所有者との連絡調整の方法など、取り組みにおいて様々な課題を有している。そのため、先進自治体の事例を参考に、老朽建築物対策を検討する必要がある。
活動指標	・災害時に倒壊等のおそれのある老朽建築物の数 ↓
取組内容 (実施時期)	①老朽建築物の調査及び対策方針を検討する（平成26年度～）

事業 No102. ブロック塀の生垣化を推進する

事業名	ブロック塀の生垣化を推進する
主管部署 (関連部署)	土木 G (都市計画 G)
実施目的	ブロック塀の生垣化を推進し、地震災害が起こったときに、ブロック塀が倒壊して道路を塞がないようにする。
現状と課題	ブロック塀の生垣化を推進する制度（補助金交付要綱）を昭和57年につくったが、ライフスタイルが変わり、塀や生垣を設けない家屋が増えたこともあり、最近は制度利用者がほとんどいない状況である。制度廃止も検討にあがったが、防災目的なので制度は存続させている。
活動指標	・申請件数 ↑
取組内容 (実施時期)	①生垣化を推進する（毎年）

施策 No45. 建築物等の耐震性の確保を行う

事業 No103. 耐震改修促進計画を推進する

事業名	耐震改修促進計画を推進する
主管部署 (関連部署)	都市計画 G
実施目的	耐震改修促進計画を推進し、既存建築物の耐震化を向上させ、住宅や建築物の倒壊やそれらに起因する被害を減少させる。
現状と課題	平成 28 年 11 月に改訂した播磨町耐震改修促進計画では、令和 7 年度末での目標耐震化率を兵庫県の目標値と同じ 97%としている。住宅の耐震化の促進を図るために、昭和 56 年 5 月以前に着工した住宅の所有者に対して、耐震化工事の動機づけとして、平成 24 年度より簡易耐震診断を無料で行っているが、簡易耐震診断件数が伸びていない。そのような事情もあり、平成 25 年度より兵庫県のわが家の耐震改修促進事業では、耐震性の低い戸建住宅の耐震化を一層促進するため、「住宅耐震改修工事費補助」の補助額を拡充している。今後も引き続き、町内住宅や建築物の耐震化を促進していく必要がある。
活動指標	・住宅や建築物の耐震化率 ↑
取組内容 (実施時期)	①住宅無料相談の開催、播磨町簡易耐震診断事業、耐震改修促進事業等による住宅耐震化の啓発活動を行う（毎年）

施策 No46. 河川・海岸・ため池施設を整備する

事業 No104. 河川を整備・維持する

事業名	河川を整備・維持する
主管部署 (関連部署)	土木 G (兵庫県加古川土木事務所河川砂防課、管理2課)
実施目的	河川を整備・維持することにより、大雨による水害を防止する。
現状と課題	町内に流れる喜瀬川・水田川ともに河川管理者は兵庫県であり、町が管理者の河川は無い。喜瀬川は改修済であり、水田川は改修中である。そのため、水田川について、水田川改修促進期成同盟会（加古川市・播磨町）を通じて、早期に明姫幹線まで改修するよう県に働きかける必要がある。
活動指標	・水田川の改修率 ↑
取組内容 (実施時期)	①県への水田川の早期改修を働きかける（毎年）

事業 No105. 海岸、海岸保全施設を整備・維持する

事業名	海岸、海岸保全施設を整備・維持する
主管部署 (関連部署)	土木 G (兵庫県加古川土木事務所 管理第2課)
実施目的	台風等による高潮の被害を防ぐ。
現状と課題	海岸保全施設について、兵庫県の管理区域と町の管理区域がある。また、町管理部分については、ストックマネジメントを実施する。
活動指標	・海岸施設等の改修率 ↑
取組内容 (実施時期)	①ストックマネジメントの検討結果を踏まえ、町管理部分の維持管理を行う。（平成30年度～）

事業 No106. ため池施設を整備、維持する

事業名	ため池施設を整備、維持する
主管部署 (関連部署)	住民 G (土木 G)
実施目的	地震や大雨による堤体の決壊などの二次被害を防ぐ。
現状と課題	町内における多くのため池は住宅地に隣接しており、堤体の決壊は大きな被害を生む。また、農業後継者が不足する中、ため池管理に関する知識の継承が重要になっている。
活動指標	・点検済みため池数 ↑
取組内容 (実施時期)	①専門家による点検結果を踏まえ、脆弱性が認められる施設等については、事業必要性の有無を検討する（平成 30 年度～） ②ため池管理者と情報交換を行う（毎年） ③必要な改修工事に対して費用負担する（平成 25～29 年度）

事業 No107. 漂流物の予防処置を図る

事業名	漂流物の予防処置を図る
主管部署 (関連部署)	土木 G
実施目的	漂流物の予防処置を図り、災害発生時の二次的被害を予防する。
現状と課題	町には漁港内にプレジャーボート係留施設等があり、津波や高潮災害時には、漂流物として市街地に流れ込み、二次的被害を及ぼす可能性がある。そのため、県と共同してプレジャーボートの係留を強化し、漂流対策を行う必要がある。
活動指標	・プレジャーボートの係留強化率 ↑
取組内容 (実施時期)	①プレジャーボートへの係留強化を啓発する（毎年）

事業 No108. 漁港、河川のゲートを整備・維持する

事業名	漁港、河川のゲートを整備・維持する
主管部署 (関連部署)	土木 G (兵庫県加古川土木事務所管理第2課、河川砂防課)
実施目的	漁港、河川（県）のゲートを整備・維持することにより、台風等による高潮時に速やかにゲート操作ができるようにする。
現状と課題	漁港、河川（県）にゲートを設置し、毎年1回、漁港、河川のゲートの点検を行っている。ゲート点検を行い、異常があれば速やかに補修を行う必要がある。また、災害時に必ずしもゲート操作が実施できる保証がないため、今後、必要性を考慮したうえで、常時開けておくゲートについて減らすことを検討する必要がある。
活動指標	・ゲートの点検（年1回）
取組内容 (実施時期)	①ゲートの定期点検を実施する（毎年） ②ゲートの常時閉鎖を検討する（毎年）

施策 No47. 交通関係施設（道路・漁港）を整備する

事業 No109. 道路・橋梁を整備・維持する

事業名	道路・橋梁を整備・維持する
主管部署 (関連部署)	土木 G
実施目的	道路・橋梁を整備・維持し、災害時に資材の運搬、避難路が確保できるように道路の整備を行う。
現状と課題	<ul style="list-style-type: none"> ・道路・浜幹線については、整備が完了し、供用を開始している。また、その他の都市計画道路についても整備を進めていく必要がある。 ・道路付属物（道路照明、標識等）の落下による二次災害を防ぐため、道路照明灯の点検を行い、安全の確保をする必要がある。
活動指標	・都市計画道路整備率 ↑
取組内容 (実施時期)	①5年毎に橋梁定期点検を実施し、修繕計画を見直す。必要に応じ補修を行う。（令和2年度）

事業 No110. 漁港を整備・維持する

事業名	漁港を整備・維持する
主管部署 (関連部署)	土木 G
実施目的	漁港を整備・維持し、台風等による高潮の被害を防ぐ。
現状と課題	漁港については、施設の長寿命化（ストックマネジメント）を行う必要がある。町では平成25年度に古宮漁港ストックマネジメント策定事業を実施した。一方で、国の補助制度に採択されない阿閑漁港のストックマネジメントについては今後の課題である。
活動指標	・漁港のストックマネジメント策定率 ↑
取組内容 (実施時期)	①古宮漁港・阿閑漁港の機能診断を実施し、機能保全計画を策定する。必要に応じ修繕を行う。（平成30年度）

施策 No48. 水道、下水道関係施設を整備する

事業 No111. 水道施設の整備・耐震化等を図る

事業名	水道施設の整備・耐震化等を図る
主管部署 (関連部署)	上下水道 G
実施目的	水道施設の整備・耐震化等を図り、地震等災害時における水道水を確保する。
現状と課題	水道施設の耐震化については、配水管等の更新時に実施している。更新費用がかかるため、財政収支をみながらの事業となる。
活動指標	・水道施設の耐震化率 ↑
取組内容 (実施時期)	①水道施設の整備・耐震化等を実施する（毎年） ②上水施設の更新計画を策定し布設替を実施する（毎年）

事業 No112. 上水道施設の代替手段を検討・確保する

事業名	上水道施設の代替手段を検討・確保する
主管部署 (関連部署)	上下水道 G
実施目的	災害時に既存の水道施設が使用不可能となった場合の代替手段を予め確保しておくことで、復旧までの対応策とする。
現状と課題	現状の給水対策としては、第3配水池に2,000tの水を確保している。加えて加古川市と明石市に応援給水連絡管を整備している。また汲み上げ用ポンプの電源として自家発電設備も第3配水池に備えている。また、避難所の給水用に1tタンクを8個（アルミ1個、ポリ7個）備えている。7箇所の避難所にポリタンクを設置し、アルミタンクをトラックに積載して供給する体制である。
活動指標	・緊急用の飲料水確保量 ↑
取組内容 (実施時期)	①水源確保の検討を行う（毎年） ②隣接市からの連絡管等による給水方法の充実を検討する（平成30年度～） ③広域水道の検討または隣接市との統合の検討を行う（平成28年度～） ④水道事業広域連携等推進会議により広域連携の検討を行う（平成31年度～）

事業 No113. 下水道施設の整備、耐震化等を図る

事業名	下水道施設の整備、耐震化等を図る
主管部署 (関連部署)	上下水道 G
実施目的	災害に強いまちづくりに資する下水道整備を推進し、災害時におけるライフライン機能を保持する
現状と課題	下水道施設を、公共下水道事業計画に基づき整備すると共に適正な維持管理に努めている。
活動指標	・整備区域の拡大 ↑ ・下水道施設の適正な管理に努める →
取組内容 (実施時期)	①下水道施設等を整備する（毎年） ②重要な幹線管渠の耐震診断及び耐震性能を検証する（平成27年度～） ③常時管渠の流下状況を点検把握し、堆積物の除去及び損傷箇所の補修を行う（毎年） ④雨水幹線のゲート点検を定期的に行い、適切な維持管理を行う（毎年） ⑤鉄筋コンクリート管の調査・点検を実施し、ストックマネジメント計画の策定について検討を行う（令和2年度～）

事業 No114. 雨水ポンプ場の整備・維持を図る

事業名	雨水ポンプ場の整備・維持を図る
主管部署 (関連部署)	上下水道 G
実施目的	雨水ポンプ場の運用により、喜瀬川下流域の低地盤地帯への雨水を速やかに川・海に排除し、浸水被害を防ぐ
現状と課題	本荘雨水ポンプ場の耐震化・長寿命化が必要となっている。また、浜田雨水ポンプ場についても整備計画を策定し、整備を推進していく必要がある。
活動指標	・浜田雨水ポンプ場の整備 ↑ ・本荘雨水ポンプ場施設の耐震化・長寿命化 ↑
取組内容 (実施時期)	①浜田雨水ポンプ場を整備する（令和3年度～） ②本荘雨水ポンプ場の耐震化・長寿命化計画に基づき、施設の更新を図る（平成30年度～） ③非常時において排除能力を最大限発揮できるよう適切な維持管理に努める（毎年）

事業 No115. 下水道施設の代替手段を検討・確保する

事業名	下水道施設の代替手段を検討・確保する
主管部署 (関連部署)	上下水道 G
実施目的	災害時に既存の下水道施設が使用不可能となった場合の代替手段を予め確保しておくことで、復旧までの対応策とする。
現状と課題	下水道施設が使用不能となった場合の代替手段である仮設トイレやマンホールトイレ等の整備が進んでいない。
活動指標	・仮設トイレ・マンホールトイレ等の設置箇所 ↑
取組内容 (実施時期)	①避難所に指定される施設には、仮設トイレが容易に設営できる設備の整備を推進する（平成30年度）

策定の経緯

本計画は、播磨町地域防災計画検討委員会、同幹事会、同作業部会によって検討を進め、防災会議及びパブリックコメント等により関係機関や住民の意見を取り入れることで策定を行ったものである。

①播磨町地域防災計画検討委員会幹事会作業部会の検討経緯

- 2013/5/22 第1回会議（学識経験者による講演会）
- 2013/6/14 第2回会議（リーダー級職員によるワークショップ）
- 2013/7/25 理事級職員による調整会議
- 2013/7/31 第3回会議（取りまとめを行い、幹事長に報告）

②播磨町地域防災計画検討委員会幹事会の検討経緯

- 2013/8/ 1 作業部会で取りまとめたアクションプラン(作業部会案)を検討（精査）
- 2013/8/23 精査結果に基づく修正作業（事務局）
- 2013/8/27 精査結果報告、修正結果の確認
- 2013/9/ 9 アクションプラン(幹事会案)の取りまとめ、幹事長への報告
- 2013/9/13 アクションプラン(幹事会案)を委員長へ報告

③播磨町地域防災計画検討委員会の検討経緯

- 2013/10/ 2 アクションプラン(幹事会案)を検討（精査）
- 2013/10/ 8 アクションプラン(案)として決定

④播磨町防災会議による審議

- 2013/11/15 書面による（案）の提示
- 2014/ 2/18 防災会議での審議

⑤パブリックコメントの実施

- 2014/ 1/ 6～31 パブリックコメントの実施

※播磨町地域防災計画検討委員会：委員長（町長）、メンバー（副町長、理事級職員）

同幹事会：幹事長（副町長）、メンバー（統括級職員）

同幹事会作業部会：メンバー（リーダー級職員）

⑥第Ⅱ期アクションプランの移行

- 2018/11/27 第Ⅱ期アクションプラン移行のための庁内説明会
- 2018/11～2018/12 庁内各部署検討
- 2019/2/18 播磨町防災会議による審議